

平成 29 (2017) 年度  
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査

報 告 書

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室



# 目 次

1	調査概要	1
2	調査結果	3
3	現状と課題及び今後の改善策	8

## 集計データ

1	審議会等委員への女性の参加状況 [年度別]	11
2	審議会等委員への女性の参加状況 [局本部室区別]	12
3	審議会等委員への女性の参加状況 [根拠法令別]	13
4	会長・副会長への女性の参加状況	13
5	公募委員への女性の参加状況	13
6	審議会等委員への女性の参加状況 [審議会等別]	14
7	各局本部室区の審議会等における女性委員の参加比率分布	29
8	女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画	30

## 参考資料

	川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱	32
	川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査票（様式1）	36
	女性委員ゼロの審議会等の参加促進計画書（様式2）	37
	「女性委員プラスワン参加促進キャンペーン」実施結果	38
	女性委員プラスワン参加促進キャンペーンチェックリスト	39



# 平成 29(2017)年度川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査について 【結果報告】

## 1 調査概要

### (1) 目的

本調査は、「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」（以下「参加促進要綱」という。）第 6 条に定める「女性の参加状況調査」（以下「調査」という。）であり、第 3 期川崎市男女平等推進行動計画<sup>\*1</sup>（以下「本市行動計画」という。）の施策「審議会を含む市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進」の全局における事業目標、

- ①審議会等委員の女性比率が平成 30(2018)年度までに 40%となるようめざす
- ②女性委員ゼロの審議会等をなくす
- ③委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等を全体の 30%とする

の達成状況を把握するため実施しているものである。

本市行動計画は、「男女共同参画社会基本法」（平成 11(1999)年施行）に定める計画であり、本市の施策は、法第 5 条の規定「男女共同参画社会の形成<sup>\*2</sup>は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保されることを旨として行わなければならない。」に沿ったものである。

国では、男女共同参画社会の形成を目指し、「社会のあらゆる分野において、平成 32(2020)年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待する」（平成 15(2003)年 6 月男女共同参画推進本部決定）と目標を掲げ、取組を進めてきたが、目標について「必ずしも国民運動と呼べるほどまでは社会全体で十分共有されなかった」こともあり、更に実効性のある「積極的改善措置」（ポジティブ・アクション）<sup>\*3</sup>が必要だとしている。（平成 27(2015)年 12 月策定「第 4 次男女共同参画基本計画」）

これらを踏まえて、本市では、行動計画の施策「審議会を含む市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進」の取組として、それぞれの審議会等を所管する局本部室区の長と市民文化局長の間で、委員が確定する前に女性の参画に関する協議（以下「事前協議」という。）を実施するとともに、本調査を実施し、女性の参加状況と課題及び積極的な取組推進に向けた今後の方向性を報告書として示している。

---

<sup>\*1</sup> 男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現を目指すため、男女平等施策を計画的かつ総合的に推進することを目的とした行動計画。平成 26(2014)年 3 月に、第 3 期行動計画が策定された。

<sup>\*2</sup> 「男女共同参画社会基本法」第 2 条第 1 号において、男女共同参画社会の形成とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう」と規定している。

<sup>\*3</sup> 「男女共同参画社会基本法」第 2 条第 2 号において、積極的改善措置とは、「前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること」と規定している。

(2) 対象審議会等、調査基準日及び実施期間

- ア 対象審議会等 局本部室区役所（以下「局等」という。）所管の審議会等  
「地方自治法」「川崎市附属機関設置条例」「附属機関等の設置等に関する要綱」等に基づき分類（表1参照）
- イ 基準日 平成29(2017)年6月1日現在
- ウ 実施期間 平成29(2017)年5月31日（水）～6月23日（金）

表1 対象となる審議会等の分類

附属機関	<u>地方自治法第138条の4第3項に基づき設置された附属機関</u> (地方自治法第138条の4第3項) 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。
部会	<u>附属機関に設置された部会</u> (川崎市附属機関設置条例第8条) 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。
専門委員	<u>地方自治法第174条に基づき設置された専門委員</u> (地方自治法第174条) 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。
懇談会等	<u>要綱等に基づき開催される懇談会及び附属機関等に準ずるもの</u> (附属機関等の設置等に関する要綱第2条の2)「懇談会」とは、法律又は条例の規定に基づかず、市が抱える個別具体的な課題等に対し、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、要綱等により開催するものをいう。 (附属機関等の設置等に関する要綱第2条の3)「附属機関等に準ずるもの」とは、執行機関を除く公営企業管理者が設置する附属機関等に類似したものをいう。

※調査基準日(毎年6月1日)現在、①未設置②休止中③委員が委嘱されていない審議会等は除外

(3) 調査様式及び項目

- ア 川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査票 (P.36 様式1参照)
- (ア) 審議会等の名称及び所管課(室)
  - (イ) 根拠法令等及び根拠法令等による設置の区分
  - (ウ) 平成29(2017)年6月1日現在の活動状況
  - (エ) 委員内訳(定数、委員総数、女性委員、公募委員)
  - (オ) 会長及び副会長の性別及び人数
  - (カ) 委員の任期
  - (キ) 今後の方向性(継続若しくは解消)
  - (ク) 事前協議書提出状況

- イ 女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画書（P.37 様式2 参照）<sup>\*4</sup>
  - （ア）審議会等の名称及び所管課（室）
  - （イ）委員の任期
  - （ウ）女性委員ゼロとなった理由
  - （エ）女性の参加促進計画

## 2 調査結果

### （1）概要

- ア 審議会等委員の女性比率について  
31.9%（前年度比 0.6 ポイント増）  
目標① 審議会等委員の女性比率が平成 30(2018)年度までに 40%となるようめざす
- イ 女性委員ゼロの審議会等について  
24（前年度比 4 増加）  
目標② 女性委員ゼロの審議会等をなくす
- ウ 委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等について  
34.7%（前年度比 2.1 ポイント減・目標値達成）  
目標③ 委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等を全体の 30%とする<sup>\*5</sup>

### （2）詳細

平成 29(2017)年 6 月 1 日現在の川崎市の審議会等委員における女性の参加状況に関する調査結果は次のとおりである。なお、比率については、審議会等の委員総数を 100%として算出し、小数点第 2 位を四捨五入している。そのため、構成比の合計が 100%にならない場合がある。

委員総数は 3,192 人で前年に比べて 201 人増え、その内訳は女性が 81 人、男性が 120 人であった。（表 2 参照）なお、審議会等の総数は 271 で前年に比べて 18 増である。

#### ア 審議会等委員の女性比率について

##### （ア）審議会等委員の内訳

女性比率は 31.9%（前年度比 0.6 ポイント増）、審議会等の委員総数は 3,192 人で内訳は女性 1,017 人、男性 2,175 人であった。なお、増加した委員数の割合は女性 8.7%（81 人）、男性 5.8%（120 人）であった。

---

<sup>\*4</sup> 女性委員ゼロの審議会等を対象としている。

<sup>\*5</sup> 参加促進要綱第 3 条では、審議会等の委員を「男女ほぼ同数で構成すること」を最終目標とし、委員総数（現員）のうち女性の占める割合が 40%以上 60%未満（男女いずれか一方が総数の 10 分の 4 未満とならない状態）の審議会等を「ほぼ同数」としている。ただし、委員総数が 3 人の審議会等の場合は、男女いずれか 1 人いる状態で男女ほぼ同数の審議会等としている。

表2 川崎市の審議会等の委員総数及び参加比率（男女別）

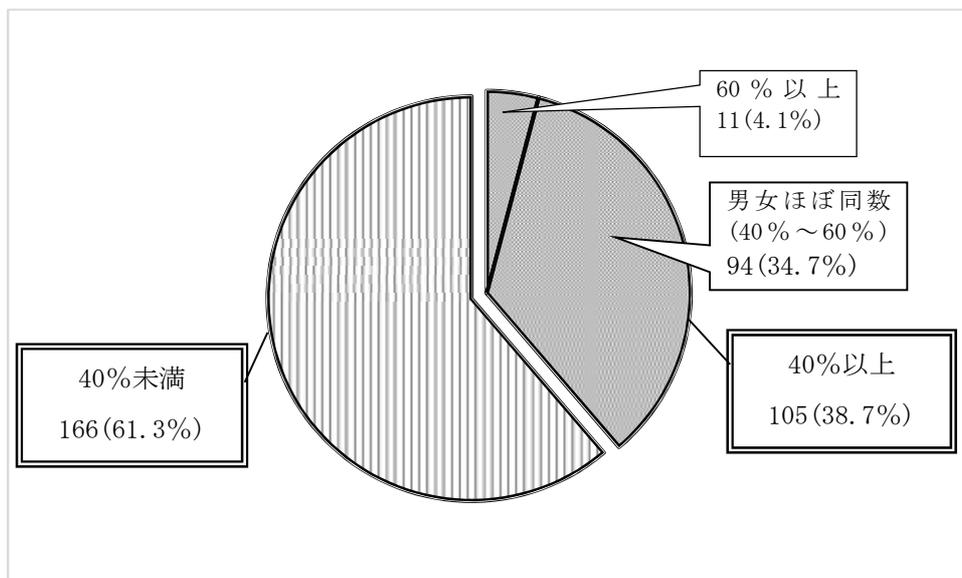
	平成 27(2015)年度		平成 28(2016)年度		平成 29(2017)年度	
女性	870 人	29.3%	936 人	31.3%	1,017 人	31.9%
男性	2,103 人	70.7%	2,055 人	68.7%	2,175 人	68.1%
総数	2,973 人	100.0%	2,991 人	100.0%	3,192 人	100.0%

(調査基準日は毎年6月1日現在)

(イ) 目標値の達成状況について（図1参照）

女性比率40%を達成した審議会等は105で全体の38.7%を占める。105のうち男女ほぼ同数の審議会等（40%～60%未満）は94（34.7%）、60%以上が11（4.1%）である。また、40%未満は166（61.3%）であった。

図1 女性比率の目標値40%の達成状況



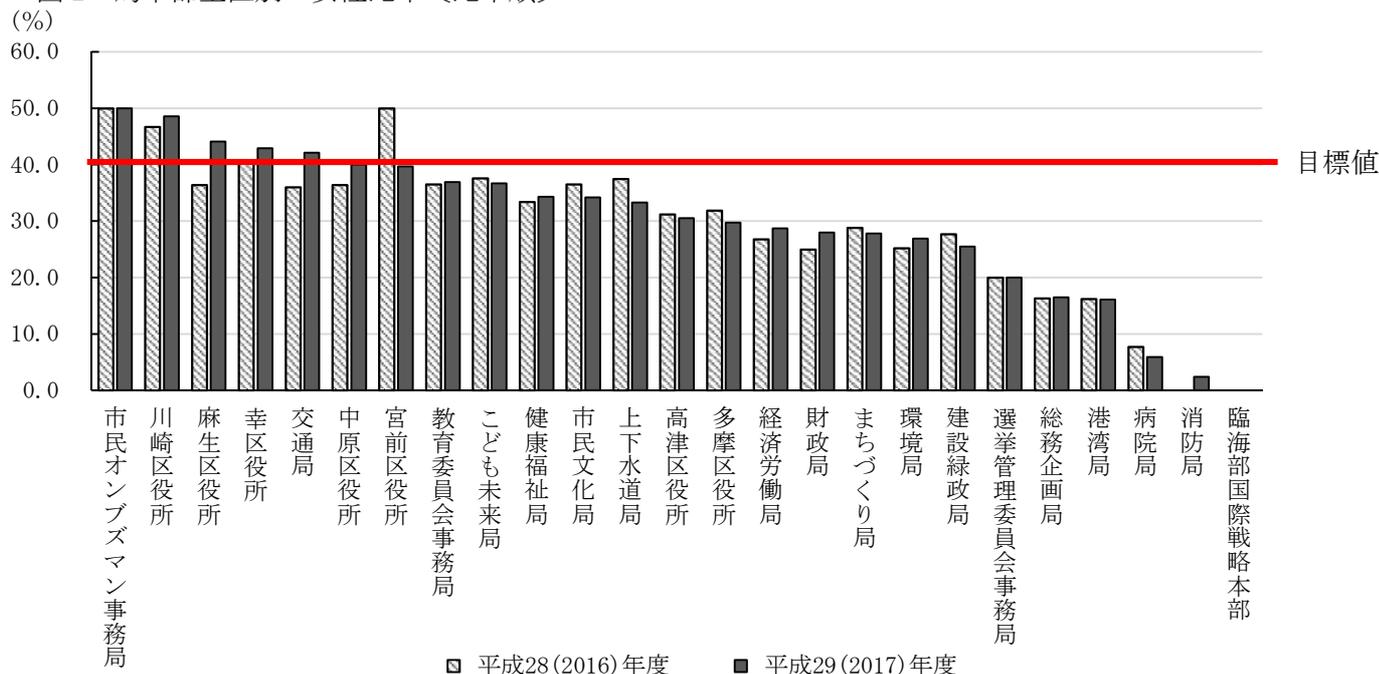
(ウ) 局本部室区別の達成状況について

目標値達成の局等は、川崎区役所・幸区役所・中原区役所・麻生区役所・交通局・市民オンブズマン事務局である。前年度比較で麻生区役所が7.7ポイント増と最も比率を伸ばし、交通局が6.1ポイント増と続く。なお、前年度から比率が1ポイント以上増加した局等の数は9、減少した局等の数は10である。

表3 局本部室区別 女性比率

局本部室区名	平成 28(2016)年度 女性比率 (B)	平成 29(2017)度 女性比率 (A)	女性比率の増減 ポイント (A - B)
総務企画局	16.3%	16.5%	0.2
財政局	25.0%	28.0%	3.0
市民文化局	36.5%	34.2%	△2.3
経済労働局	26.8%	28.7%	1.9
環境局	25.2%	26.9%	1.7
健康福祉局	33.4%	34.3%	0.9
こども未来局	37.6%	36.7%	△0.9
まちづくり局	28.8%	27.8%	△1.0
建設緑政局	27.7%	25.5%	△2.2
港湾局	16.2%	16.1%	△0.1
臨海部国際戦略本部	—	0.0%	—
川崎区役所	46.7%	48.6%	1.9
幸区役所	40.3%	42.9%	2.6
中原区役所	36.4%	40.0%	3.6
高津区役所	31.2%	30.5%	△0.7
宮前区役所	50.0%	39.7%	△10.3
多摩区役所	31.9%	29.7%	△2.2
麻生区役所	36.4%	44.1%	7.7
会計室	—	—	—
上下水道局	37.5%	33.3%	△4.2
交通局	36.0%	42.1%	6.1
病院局	7.7%	5.9%	△1.8
消防局	0.0%	2.4%	2.4
市民オンブズマン事務局	50.0%	50.0%	0.0
教育委員会事務局	36.5%	36.9%	0.4
選挙管理委員会事務局	20.0%	20.0%	0.0
監査事務局	—	—	—
人事委員会事務局	—	—	—
議会局	—	—	—
全局本部室区	31.3%	31.9%	0.6

図2 局本部室区別 女性比率〔比率順〕



イ 女性委員ゼロの審議会等について

(ア) 女性委員ゼロの審議会等の増加

女性委員ゼロの審議会等は 24 で総数 271 のうち 8.9%を占める。(表 4 参照) 前年度と比べ、数としては 4 増加し、割合としては 1.0 ポイント増えている。

また、女性委員ゼロの審議会等 24 のうち、18 は昨年度調査でもゼロと把握し、今年度調査で新たに 6 把握した。24 について審議会等の分類は、附属機関が 10 (41.7%)、部会が 11 (45.8%)、懇談会等が 2 (8.3%)、専門委員が 1 (4.2%) である。

女性委員ゼロとなった顕著な理由は専門家・学識経験者に女性が少ないことであり、次いで、推薦を依頼する団体に女性の参画が少ないことが挙げられている。<sup>\*6</sup>

なお、女性委員ゼロの解消に向けて各局等では、現員の学識経験者に、女性委員に関する情報提供を求めることや、委員の職務や専門に関して限定・指定する必要性の有無の検討などが行われている。

表 4 女性委員ゼロの審議会等一覧〔局本部室区別〕

財政局(1)	川崎市作業報酬審議会
経済労働局(1)	川崎市農業委員会選考委員会
健康福祉局(6)	川崎市社会福祉審議会老人福祉専門分科会・地域福祉専門分科会、川崎市地域医療審議会災害時医療体制検討部会、川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会、川崎市感染症発生動向調査委員会、川崎市新型インフルエンザ等対策検討委員会

\*6 P.30「8 女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画」参照

まちづくり局(3)	都市計画道路網のあり方検討小委員会、川崎市都市計画事業登戸土地区画整理審議会、登戸土地区画整理事業評価員
建設緑政局(4)	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会緑化センター部会・ゴルフ場部会・富士見公園南側部会・多摩川緑地部会
臨海部国際戦略本部(1)	臨海部ビジョン有識者懇談会
中原区(1)	川崎市中原区指定管理者選定評価委員会
病院局(1)	川崎市立多摩病院運営協議会
消防局(4)	川崎市メディカルコントロール協議会・安全管理検討部会、川崎市危険物等保安審議会、川崎市コンビナート安全対策委員会
市民オンブズマン事務(1)	川崎市市民オンブズマン
教育委員会事務局(1)	川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会

ウ 委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等について

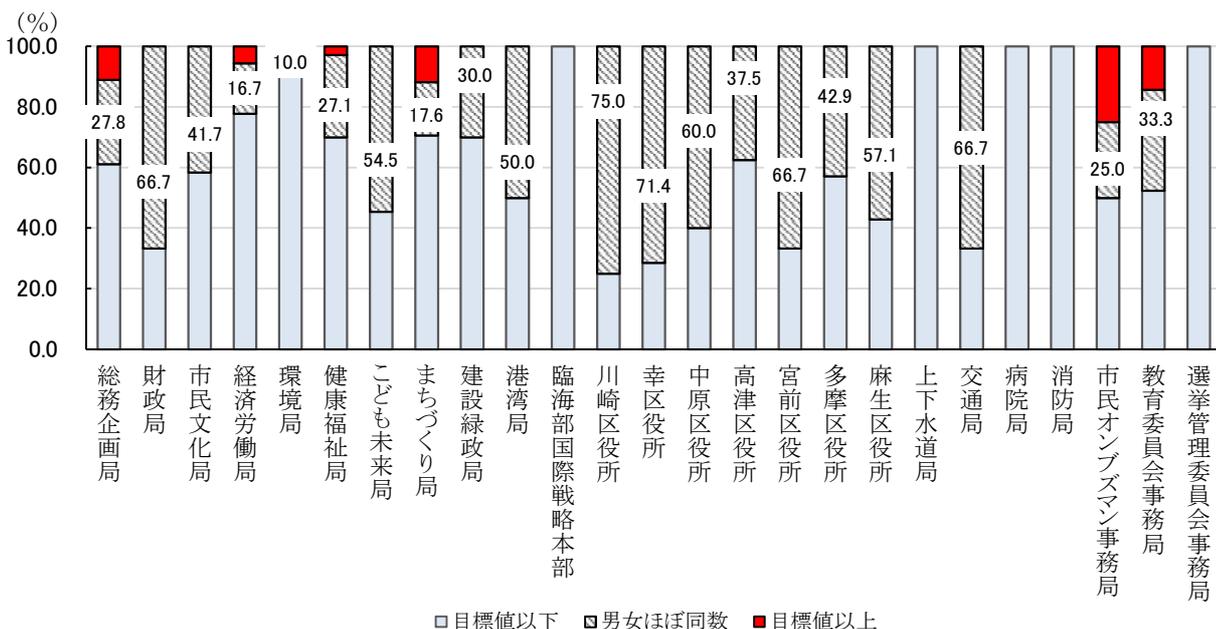
(ア) 男女ほぼ同数で構成されている審議会等の状況

男女ほぼ同数で構成されている審議会等は 94\*7 で総数 271 のうち 34.7% を占める。前年度と比べ、数としては 1 増加したが、割合としては 2.1 ポイントの減である。

また、男女ほぼ同数で構成されている審議会等 94 のうち、72 は昨年度調査でも同様に把握し、今年度調査で新たに 22 把握した。昨年度の基準日以降、新たに設置された審議会等は 10 で、同数で構成されている 94 の約 11% を占める。

局等別に、審議会等のうち男女ほぼ同数が占める割合をみると、最も高いのは川崎区役所で 75.0%、次いで幸区役所 71.4% となっている。(図 3 参照)

図 3 局本部室区別 男女ほぼ同数の審議会等が全体に占める割合



\*7 P.14「6 審議会等委員の女性の参加状況[審議会等別]」参照

### 3 現状と課題及び今後の方向性

#### (1) 現状と課題

##### ア 現状

##### (ア) 3つの目標の達成状況

目標①「審議会等委員の女性比率が平成30(2018)年度までに40%となるようめざす」は、31.9%と、目標値の40%まで8.1ポイントの開きがあり、前年度の31.3%から0.6ポイント増にとどまっている。

目標②「女性委員ゼロの審議会等をなくす」は、ゼロの審議会等の数は24で、前年度から4増加し、目標から遠ざかる状況となっている。

目標③「委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等を全体の30%にする」は、34.7%で目標を4.7ポイント上回ったものの、昨年度から2.1ポイント減少している。

したがって、3つの目標のうち達成できたのは、昨年度と引き続き目標③「委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等を全体の30%にする」のみであった。

##### (イ) 新たに設置・継続設置の別による女性参加の状況(表5参照)

審議会等271のうち、47(17.3%)が昨年度基準日以降の新たな設置で、224(82.7%)が昨年度からの継続設置である。女性比率を比較すると、新たに設置された審議会等(以下「新設」)は29.7%、継続設置の審議会等(以下「継続」)は32.2%で、新設が継続を2.5ポイント下回っている。

次に、目標値の達成状況においても、新設47のうち11(23.4%)、継続224のうち94(42.0%)が達成しており、達成した審議会等が占める割合は新設が継続を18.6ポイント下回っている。

また、女性委員ゼロの審議会等については、新設が4(8.5%)、継続は20(8.9%)と割合はほぼ同じである。

ちなみに、継続の女性参加状況について、昨年度調査基準日以降の委員の改選の有無で分けると、継続224のうち改選ありは93、改選なしは131であり、女性比率について、改選ありの93は34.7%、改選がなしの131は30.3%であった。

以上の点から、審議会等について、新たに設置・継続設置の別で比較した場合、継続設置の審議会等は女性参加の度合いが高い。更に、継続設置の審議会等では改選のあった審議会等で女性比率が高い。

表5 新たに設置・継続設置の審議会等の数及び女性の参画状況

	審議会等数 (割合)	女性比率 (女性数/総数)	目標値を達成 している審議 会等数(割合)	女性委員ゼ ロの審議会 等数(割合)
新たに設置	47 (17.3%)	29.7% (123人/414人)	11 (23.4%)	4 (8.5%)
継続設置	224 (82.7%)	32.2% (894人/2,778人)	94 (42.0%)	20 (8.9%)
改選あり	93 (34.3%)	34.7% (411人/1,186人)	40 (43.0%)	5 (5.4%)
改選なし	131 (48.3%)	30.3% (483人/1,592人)	54 (41.2%)	15 (11.5%)

(ウ) 女性委員プラスワン参加促進キャンペーンの実施 <sup>\*8</sup>

「女性委員プラスワンキャンペーン」(以下「キャンペーン」と言う。)は、平成27(2015)年度から実施している庁内啓発活動であり、現状の事前協議の仕組みが、委員がほぼ確定した段階である委員選任1か月前を目安に協議を行うものであることから、実質的に委員候補者を検討する段階での働きかけが難しい状況への対応として始められたものである。

平成29(2017)年2月から7月までの実施のキャンペーンでは、学識経験者・団体推薦者・公募委員・行政職員の区分ごとで女性委員が確保されるよう、①区分特有の課題や課題の解消に向けた取組内容を例示したチェックリストの活用、②女性比率40%未満の審議会等で少なくとも1人女性委員を増やす(プラスワン)、③女性比率20%未満審議会等を重点対象とする所管担当課(室)への趣旨説明などを主眼に行われた。

また、委員委嘱の事務手続等の手順に即した取組とするため、各審議会等の改選月3か月前(委員候補者検討段階)の実施とするよう全庁に周知し、更に各審議会等の改選時期に応じて所管担当課(室)への通知が行われた。

結果として、キャンペーン期間中に改選のあった対象審議会等76のうち、16(21.1%)で女性委員が1人以上増えた。内訳ではプラス4人の審議会等が2、プラス3人が1、プラス2人が4、プラス1人が9であった。また、全体で17人の増加が見られた。

女性比率20%未満の審議会等では19人の増加、女性委員ゼロの審議会等の4つが解消された。以上の点から、**キャンペーンの実施において一定の効果が把握された。**

イ 課題

課題の把握にあたっては、目標①「審議会等委員の女性比率が40%となるよう目指す」及び目標②「女性委員ゼロの審議会等をなくす」が未達成となっている現状の分析が必要である。

目標①は、前年度の31.3%から0.6ポイント増の31.9%にとどまり、目標値の40%まで8.1ポイントの開きがある。特に、ア 現状(イ)で把握したように、**昨年度基準日以降新たに設置された審議会等が、継続して設置している審議会等よりも女性比率が低く、女性の参加が十分に確保されていないことが課題である。**新たに設置された審議会等のうち、女性委員ゼロの審議会等が4含まれることから、目標②については昨年度よりも目標から遠のいている状況である。

また、キャンペーンについては、継続設置している審議会等を対象に実施し、一定程度の効果が上がったものと考えられるが、キャンペーン対象審議会等でありながら、女性比率20%~40%の審議会等では女性委員が増加していないことや目標を達成していたにも関わらず改選に伴って女性委員が減少した審議会等もあることなどから、**キャンペーン周知の徹底や効果的なキャンペーンの実施を通じて働きかけていくことが重要と考えられる。**

<sup>\*8</sup> P.38 『女性委員プラスワン参加促進キャンペーン』実施結果』参照

(2) 今後の方向性（女性委員の参加促進に向けて）

ア 新たに設置する審議会等における女性の参加促進

現在、本市では「川崎市男女共同参画推進員設置要綱」に定める各局等の推進員<sup>\*9</sup>が、「市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進」に向けた委員選任を所属局等の各部署に働きかけ、毎年度行動計画の進捗状況調査において女性の参加状況を報告するなど、女性比率向上に関する庁内状況の情報共有や取組の推進に関して各局等で中心的な役割を担っている。

また、こうした取組は、庁内連絡会議や庁内イントラネットの情報提供を通じた意識啓発とともに、審議会等の所管担当課（室）の事前協議の実施を促すことに繋がっており、今後も引き続き、この仕組みを着実に運用していくことが必要である。

所管担当課（室）の取組上では学識経験者・専門家分野あるいは地域活動分野等で委員に相応しいと考える人材等に男女の偏在がある実態から、女性委員確保において困難な状況があることも想定されるが、女性比率向上に向けた取組としては、新たに審議会等を設置する当初から目標の女性比率を達成し、改選の際に比率を維持することが理想的である。

とりわけ今年度の調査から、新設の女性比率が低いことが把握されたことから、上記の各局等の推進員並びに所管部署においては、新規設置の場合はより高い意識をもって委員構成について配慮し、事前協議を実施することが必要である。

イ 女性委員プラスワンキャンペーンの更なる周知と充実

平成 29(2017)年度実施のキャンペーンは女性委員の増加に繋がり、一定の効果が把握された。これはキャンペーンの実施に伴って「市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進」に関する周知が図られ、審議会等の所管課（室）が、それぞれの審議会等の状況を踏まえながら委員候補者検討段階で女性の参加促進に向けた様々な取組を行ったことによるものと考えられる。

今後も、多様な意思を政策・方針決定に反映するという観点から、女性の参画を推進することが重要であるという理解が深まり、委員候補者検討段階から女性の参加促進に配慮した取組を進めることが必要である。

今回のキャンペーン結果を踏まえ、委員候補者検討段階における効果的な働きかけの内容やチェックリストのさらなる活用などを検討し、継続設置の審議会等を対象に引き続きキャンペーンを実施していく。

---

\*9 川崎市男女共同参画推進員とは、「男女平等かわさき条例」に基づき、男女平等施策を総合的かつ効果的に進めることを目的とし、男女平等推進の中心的な役割を担うとして、各局本部室区に2名ずつ配置されている。

# 集 計 デ ー タ



# 1 審議会等委員への女性の参加状況[年度別]

毎年6月1日現在

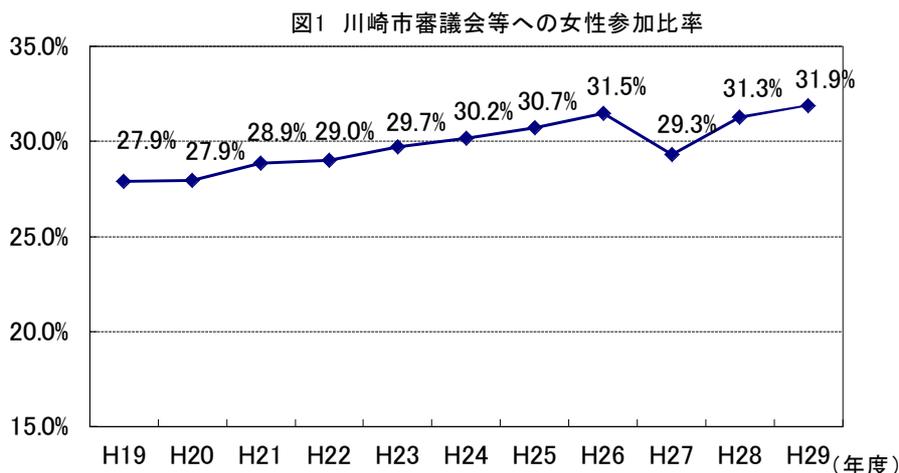
	審議会等の数	女性委員ゼロの審議会等の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性比率(%)
平成2(1990)年度	129	53	3,389	486	2,903	14.3%
平成3(1991)年度	122	40	3,223	527	2,696	16.4%
平成4(1992)年度	123	42	3,420	560	2,860	16.4%
平成5(1993)年度	201	53	3,373	607	2,766	18.0%
平成6(1994)年度	200	46	3,288	587	2,701	17.9%
平成7(1995)年度	219	42	3,730	746	2,984	20.0%
平成8(1996)年度	243	36	3,990	828	3,162	20.8%
平成9(1997)年度	233	36	3,704	841	2,863	22.7%
平成10(1998)年度	244	27	3,747	904	2,843	24.1%
平成11(1999)年度	217	27	3,104	705	2,399	22.7%
平成12(2000)年度	213	25	3,334	808	2,526	24.2%
平成13(2001)年度	213	22	3,304	796	2,508	24.1%
平成14(2002)年度	214	18	3,254	847	2,407	26.0%
平成15(2003)年度	215	22	3,339	905	2,434	27.1%
平成16(2004)年度	207	21	3,184	872	2,312	27.4%
平成17(2005)年度	188	16	2,892	804	2,088	27.8%
平成18(2006)年度	185	18	2,848	769	2,079	27.0%
平成19(2007)年度	213	15	3,079	858	2,221	27.9%
平成20(2008)年度	214	13	3,067	857	2,210	27.9%
平成21(2009)年度	214	14	3,100	895	2,205	28.9%
平成22(2010)年度	221	17	3,191	925	2,266	29.0%
平成23(2011)年度	227	12	3,242	963	2,279	29.7%
平成24(2012)年度	234	10	3,286	992	2,294	30.2%
平成25(2013)年度	227	8	3,221	990	2,231	30.7%
平成26(2014)年度	239	14	3,381	1,064	2,317	31.5%
平成27(2015)年度	231	16	2,973	870	2,103	29.3%
平成28(2016)年度	253	20	2,991	936	2,055	31.3%
平成29(2017)年度	271	24	3,192	1,017	2,175	31.9%

\*「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」は平成2(1990)年6月1日施行。

\*すべての審議会等を調査対象としている。ただし平成11(1999)年度から平成22(2010)年度の間は、議会の同意あるいは選挙を委員選任の要件とする等、一定の要件を満たす審議会等を調査から除外した。

\*平成26(2014)年度から審議会等委員の女性比率の目標値が40%となった。

\*平成26(2014)年度に「附属機関等の見直し」が実施された。



## 2 審議会等委員への女性の参加状況 [局本部室区別]

No.	局本部室区名	審議会等の数(ア)と前年度比	男女ほぼ同数で構成される審議会等の数と全体(ア)に占める割合	女性比率が40%に満たない審議会等の数と全体(ア)に占める割合	全体(ア)のうち女性委員ゼロ審議会等の数	委員総数	女性委員数	女性比率と前年度比
1	総務企画局	18 ( 2 )	5 ( 27.8% )	11 ( 61.1% )	0	315	52	16.5% ( 0.2 )
2	財政局	6 ( △ 1 )	4 ( 66.7% )	2 ( 33.3% )	1	25	7	28.0% ( 3.0 )
3	市民文化局	12 ( △ 1 )	5 ( 41.7% )	7 ( 58.3% )	0	158	54	34.2% ( △ 2.3 )
4	経済労働局	18 ( △ 1 )	3 ( 16.7% )	14 ( 77.8% )	1	174	50	28.7% ( 1.9 )
5	環境局	10 ( 0 )	1 ( 10.0% )	9 ( 90.0% )	0	130	35	26.9% ( 1.7 )
6	健康福祉局	70 ( 8 )	19 ( 27.1% )	49 ( 70.0% )	6	997	342	34.3% ( 0.9 )
7	こども未来局	22 ( △ 2 )	12 ( 54.5% )	10 ( 45.5% )	0	199	73	36.7% ( △ 0.9 )
8	まちづくり局	17 ( 0 )	3 ( 17.6% )	12 ( 70.6% )	3	144	40	27.8% ( △ 1.0 )
9	建設緑政局	10 ( 1 )	3 ( 30.0% )	7 ( 70.0% )	4	51	13	25.5% ( △ 2.2 )
10	港湾局	2 ( △ 1 )	1 ( 50.0% )	1 ( 50.0% )	0	31	5	16.1% ( △ 0.1 )
11	臨海部国際戦略本部	1 ( - )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	1	4	0	0.0% ( - )
12	川崎区役所	8 ( 3 )	6 ( 75.0% )	2 ( 25.0% )	0	74	36	48.6% ( 1.9 )
13	幸区役所	7 ( 1 )	5 ( 71.4% )	2 ( 28.6% )	0	70	30	42.9% ( 2.6 )
14	中原区役所	5 ( 0 )	3 ( 60.0% )	2 ( 40.0% )	1	55	22	40.0% ( 3.6 )
15	高津区役所	8 ( 0 )	3 ( 37.5% )	5 ( 62.5% )	0	95	29	30.5% ( △ 0.7 )
16	宮前区役所	6 ( 3 )	4 ( 66.7% )	2 ( 33.3% )	0	68	27	39.7% ( △ 10.3 )
17	多摩区役所	7 ( 0 )	3 ( 42.9% )	4 ( 57.1% )	0	74	22	29.7% ( △ 2.2 )
18	麻生区役所	7 ( 3 )	4 ( 57.1% )	3 ( 42.9% )	0	68	30	44.1% ( 7.7 )
19	上下水道局	1 ( △ 1 )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	0	12	4	33.3% ( △ 4.2 )
20	交通局	3 ( △ 1 )	2 ( 66.7% )	1 ( 33.3% )	0	19	8	42.1% ( 6.1 )
21	病院局	2 ( 1 )	0 ( 0.0% )	2 ( 100.0% )	1	17	1	5.9% ( △ 1.8 )
22	消防局	5 ( 2 )	0 ( 0.0% )	5 ( 100.0% )	4	41	1	2.4% ( 2.4 )
23	市民オンブズマン事務局	4 ( 0 )	1 ( 25.0% )	2 ( 50.0% )	1	12	6	50.0% ( 0.0 )
24	教育委員会事務局	21 ( 1 )	7 ( 33.3% )	11 ( 52.4% )	1	344	127	36.9% ( 0.4 )
25	選挙管理委員会事務局	1 ( 0 )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	0	15	3	20.0% ( 0.0 )
<b>計</b>		<b>271 ( 18 )</b>	<b>94 ( 34.7% )</b>	<b>166 ( 61.3% )</b>	<b>24</b>	<b>3,192</b>	<b>1,017</b>	<b>31.9% ( 0.6 )</b>

\*委員総数が3人の審議会等は、男女いずれか1人いる状態で男女ほぼ同数の審議会等としている。

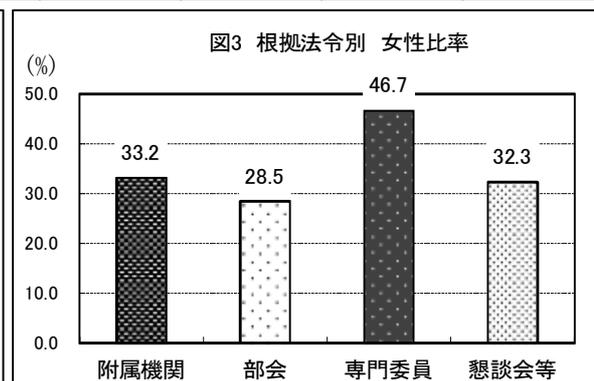
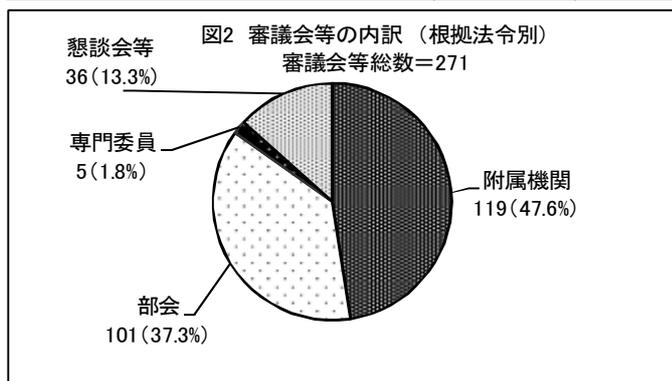
\*29局本部室区に対し調査を行った結果、対象とする審議会等を所管する局本部室区は25であった。

\*委員総数のうち女性の占める割合が40%以上60%未満(男女ほぼ同数)にある局本部室区は、川崎区役所、幸区役所、中原区役所、麻生区役所、交通局、市民オンブズマン事務局であった。

### 3 審議会等委員への女性の参加状況 [根拠法令別]

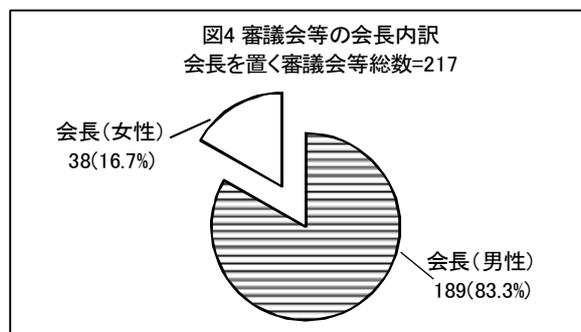
※区分の詳細については、P.2参照。

根拠法令別	審議会等の数	女性を含む審議会の数	委員総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性比率
附属機関	129	119	1,891	628	1,263	33.2%
部会	101	90	874	249	625	28.5%
専門委員	5	4	15	7	8	46.7%
(法律・条例 小計)	235	213	2,780	884	1,896	31.8%
懇談会等	36	34	412	133	279	32.3%
合計	271	247	3,192	1,017	2,175	31.9%



### 4 会長・副会長への女性の参加状況

	審議会等数	審議会等総数に占める割合	会長・副会長総数(人)	女性(人)	男性(人)	会長もしくは副会長に就く女性の割合
会長を置いている	217	80.1%	227	38	189	16.7%
副会長を置いている	152	56.1%	182	52	130	28.6%



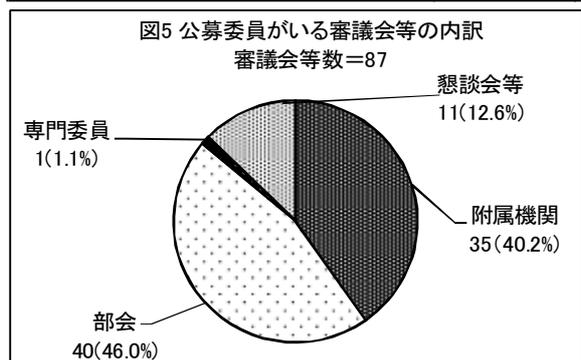
\* 審議会等総数271のうち会長を置いている審議会等の数は217で、会長に就く女性は38人(16.7%)である。

\* 副会長を置いている審議会等の数は152で、副会長に就く女性は52人(28.6%)である。

\* 会長・副会長が2人以上いる審議会等もあるため、会長・副会長総数は会長・副会長を設置している審議会等総数よりも多い。

### 5 公募委員への女性の参加状況

	審議会等数	審議会等総数に占める割合	公募委員総数(人)	女性(人)	男性(人)	公募委員に占める女性の割合
公募委員がいる	87	32.1%	224	101	112	45.1%



\* 「附属機関等の設置等に関する要綱」第6条では「附属機関等の委員を選任する際には、その設置目的、審議内容等を勘案した上で、公募により選任された委員が含まれるよう努めるものとする。」また、「川崎市附属機関等の委員公募実施指針」第2条の2では「公募により選任する委員の人数は、附属機関等委員数の2割以上となるように努めるものとする。」としている。

\* 審議会等総数271のうち公募委員がいる審議会等の数は87(32.1%)である。公募委員に占める女性の割合は45.1%と男女ほぼ同数となる数値である。

## 6 審議会等委員への女性の参加状況 [審議会等別]

平成29(2017)年6月1日現在

※「委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等」は審議会等名の横に「☆」がついている

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
<b>総務企画局</b>															
—	川崎市名誉市民推薦審議会	秘書課	附属機関												川崎市名誉市民条例
—	川崎市都市ブランド推進事業審査委員会	シティプロモーション推進室	附属機関												川崎市附属機関設置条例
1	川崎市公共事業評価審査委員会	企画調整課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	2	29	6	30	川崎市附属機関設置条例、川崎市公共事業評価審査委員会運営要綱
2	川崎市政策評価審査委員会 ☆	企画調整課	附属機関		9	9	4	44.4%	3	1	3	31	10	31	川崎市附属機関設置条例、川崎市政策評価審査委員会運営要綱
3	川崎市政策評価審査委員会第1部会	企画調整課	部会	川崎市政策評価審査委員会	4	4	3	75.0%	2	1	3	31	10	31	川崎市附属機関設置条例、川崎市政策評価審査委員会運営要綱
4	川崎市政策評価審査委員会第2部会	企画調整課	部会	川崎市政策評価審査委員会	4	4	1	25.0%	2	0	3	31	10	31	川崎市附属機関設置条例、川崎市政策評価審査委員会運営要綱
5	川崎市政策評価審査委員会第3部会	企画調整課	部会	川崎市政策評価審査委員会	4	4	1	25.0%	2	1	3	31	10	31	川崎市附属機関設置条例、川崎市政策評価審査委員会運営要綱
6	川崎市行政不服審査会 ☆	庶務課	附属機関		9	9	4	44.4%	0	0	3	31	3	31	行政不服審査法第81条、川崎市行政不服審査条例
—	川崎市行政不服審査会専門委員	庶務課	専門委員												川崎市行政不服審査条例
—	川崎市総務企画局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
7	川崎市情報公開・個人情報保護審査会 ☆	行政情報課	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	2	30	10	17	川崎市情報公開条例
8	川崎市資産公開等審査会 ☆	行政情報課	附属機関		7	5	3	60.0%	0	0	2	29	10	31	川崎市資産公開等審査会条例
9	川崎市個人情報保護委員	行政情報課	専門委員		3	1	1	100.0%	0	0	2	29	12	31	川崎市個人情報保護条例
10	川崎市情報公開運営審議会	行政情報課	附属機関		16	15	4	26.7%	3	0	2	29	12	31	川崎市情報公開条例
—	川崎市退職職員の再就職候補者選考委員会	人事課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
—	川崎市職員懲戒審査委員会	人事課	附属機関												地方自治法施行規定第17条、川崎市職員懲戒審査委員会規則
—	川崎市特別職報酬等審議会	労務課	附属機関												地方自治法、川崎市特別職報酬等審議会条例
11	川崎市公務災害補償等認定委員会	職員厚生課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	3	31	1	31	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び同施行規則
12	川崎市公務災害補償等審査会 ☆	職員厚生課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	3	31	1	31	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
—	川崎市退職年金審査会	共済課	附属機関												川崎市職員退職年金条例
13	川崎市行財政改革推進委員会	行政改革マネジメント推進室	附属機関		5	5	1	20.0%			1	30	3	31	川崎市附属機関設置条例
14	川崎市防災会議	危機管理室	附属機関		70	65	6	9.2%	0	0	2年または任期なし	30	3	31	災害対策基本法、川崎市防災会議条例

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
15	川崎市防災会議幹事会	危機管理室	部会	川崎市防災会議	若干人	63	5	7.9%	0	0	2年または任期なし	30	3	31	川崎市防災会議条例
16	川崎市防災対策検討委員会	危機管理室	懇談会等	川崎市防災会議	なし	7	1	14.3%	0	0	検討の終了まで				川崎市防災会議条例
17	川崎市国民保護協議会	危機管理室	附属機関		55	53	6	11.3%	0	0	2	30	3	16	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、川崎市国民保護協議会条例
18	川崎市国民保護協議会幹事会	危機管理室	部会	川崎市国民保護協議会	55	50	5	10.0%	0	0	2	30	3	16	川崎市国民保護協議会条例
総務企画局合計(審議会等数:18)						315	52	16.5%	12	3					
<b>財政局</b>															
—	川崎市の財政に関する研究会	財政課	懇談会等												川崎市の財政に関する研究会開催運営等要綱
—	川崎市ファイナンスに関するリスク管理検討会	資金課	懇談会等												川崎市ファイナンスに関するリスク管理検討会設置要綱
1	川崎市資産改革検討懇談会	資産運用課	懇談会等		5	4	1	25.0%	0	0	1	30	3	30	川崎市資産改革検討懇談会開催運営等要綱
2	川崎市不動産評価専門委員 ☆	資産運用課	専門委員		3	3	1	33.3%	0	0	2	29	7	31	不動産評価専門委員に関する要綱
3	川崎市土地利用審査会 ☆	資産運用課	附属機関		7	7	3	42.9%	0	0	3	31	10	31	国土利用計画法、川崎市土地利用審査会条例
4	川崎市作業報酬審議会	契約課	附属機関		5	5	0	0.0%	0	0	2	31	2	28	川崎市契約条例
5	川崎市入札監視委員会 ☆	契約課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	3	32	3	31	川崎市附属機関設置条例
6	川崎市政府調達苦情検討委員会 ☆	契約課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	3	32	3	31	川崎市附属機関設置条例
財政局合計(審議会等数:6)						25	7	28.0%	0	0					
<b>市民文化局</b>															
1	川崎市市民文化局指定管理者選定評価委員会	企画課	附属機関		8	8	3	37.5%	0	0	2	29	6	30	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市交通安全対策会議	地域安全推進課	附属機関		25	22	2	9.1%	0	0	2	29	6	30	交通安全対策基本法、川崎市交通安全対策会議条例
3	川崎市指定特定非営利活動法人審査会	市民活動推進課	附属機関		6人以内	6	2	33.3%	0	0	2	30	8	31	川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例
—	川崎市自治功労賞選考委員会	市民活動推進課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
4	川崎市人権施策推進協議会 ☆	人権・男女共同参画室	附属機関		18	13	6	46.2%	3	0	2	30	3	31	川崎市附属機関設置条例
5	多文化共生社会推進指針に関する部会	人権・男女共同参画室	部会	川崎市人権施策推進協議会	6	6	2	33.3%	0	0	2	30	3	31	川崎市附属機関設置条例
6	川崎市外国人市民代表者会議 ☆	人権・男女共同参画室	附属機関		26	25	12	48.0%	25	12	2	30	3	31	川崎市外国人市民代表者会議条例
7	川崎市男女平等推進審議会 ☆	人権・男女共同参画室	附属機関		13	12	6	50.0%	2	1	2	31	3	31	男女平等かわさき条例

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
8	川崎市平和館運営委員会	平和館	附属機関		16	14	4	28.6%	0	0	2	30	9	30	川崎市平和館条例、川崎市平和館条例施行規則
9	川崎市スポーツ推進審議会	市民スポーツ室	附属機関		15	16	5	31.3%	2	1	2	30	4	30	スポーツ基本法第31条、川崎市スポーツ推進審議会条例、川崎市スポーツ推進審議会条例施行規則
10	2020東京オリンピック・パラリンピックに向けたかわさきプロジェクト外部連携会議	オリンピック・パラリンピック推進室	懇談会等			21	5	23.8%	0	0	平成29年度末	30	3	31	2020東京オリンピック・パラリンピックに向けたかわさきプロジェクト外部連携会議開催運営等要綱
11	川崎市文化芸術振興会議 ☆	市民文化振興室	附属機関		10	10	4	40.0%	2	1	3	29	9	30	川崎市文化芸術振興条例
12	川崎市文化芸術振興会議 施設部会 ☆	市民文化振興室	部会	川崎市文化芸術振興会議		5	3	60.0%	0	0	1	29	9	30	川崎市文化芸術振興会議規則
—	川崎市文化賞等選考委員会	市民文化振興室	附属機関												川崎市附属機関設置条例
市民文化局合計(審議会等数:12)						158	54	34.2%	34	15					
<b>経済労働局</b>															
1	川崎市経済労働局指定管理者選定評価委員会☆	庶務課	附属機関		8	2	1	50.0%	0	0	2	29	7	13	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市産業振興協議会	企画課	附属機関		20	16	4	25.0%	0	0	2	30	8	31	川崎市附属機関設置条例
3	川崎市中小企業活性化専門部会	企画課	部会	川崎市産業振興協議会		9	1	11.1%	0	0	2	30	8	31	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市消費者行政推進委員会	消費者行政センター	附属機関		9	9	6	66.7%	1	1	2	31	3	31	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例
5	川崎市消費者行政推進委員会苦情処理部会	消費者行政センター	部会	川崎市消費者行政推進委員会	10	9	3	33.3%	0	0	2	31	3	31	川崎市消費者行政推進委員会苦情処理部会設置要綱
6	川崎市食の安全確保対策懇談会 ☆	消費者行政センター	懇談会等		10	10	6	60.0%	1	1	2	30	10	31	川崎市食の安全確保対策懇談会開催運営等要綱
7	かわさきグリーンイノベーションクラスター懇談会	国際経済推進室	懇談会等			10	1	10.0%	0	0	2	31	3	31	かわさきグリーンイノベーションクラスター懇談会開催運営等要綱
8	川崎市大規模小売店舗立地審議会 ☆	商業振興課	附属機関		7	5	2	40.0%	0	0	2	30	5	31	川崎市大規模小売店舗立地審議会条例
9	川崎市観光振興計画推進委員会	観光プロモーション推進課	附属機関		10	10	2	20.0%			2	29	7	17	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市観光振興計画検討部会	観光プロモーション推進課	部会	川崎市観光振興計画推進委員会											川崎市観光振興計画推進委員会設置要綱
10	川崎市農業振興計画推進委員会	農業振興課	附属機関		20	18	7	38.9%	2	2	3	31	3	16	川崎市附属機関設置条例
11	川崎市農業振興計画推進委員会審査部会	農業振興課	部会	川崎市農業振興計画推進委員会		4	1	25.0%	0	0	3	31	7	18	川崎市附属機関設置条例
12	川崎市農業委員会選考委員会	農地課	附属機関		3	3	0	0.0%	0	0	3	32	1	29	川崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例第4条
13	早野地区活性化懇談会	農地課	懇談会等		13	13	3	23.1%	0	0					早野地区活性化懇談会設置要綱及び早野地区活性化懇談会開催運営要綱
—	かわさき産業デザインコンペ審査委員会	次世代産業推進室	附属機関												川崎市附属機関設置条例、かわさき産業デザインコンペ審査委員会設置要綱
—	かわさき基準推進事業に関する懇談会	次世代産業推進室	懇談会等												かわさき基準推進事業実施要綱

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
14	川崎市労働問題懇談会	労働雇用部	懇談会等		10	10	3	30.0%	0	0	2	31	3	31	川崎市労働問題懇談会開催運営等要綱
—	川崎市労働災害防止研究集会運営会議	労働雇用部	懇談会等												川崎市労働災害防止研究集会実施要綱
15	川崎市勤労者福祉共済運営協議会	労働雇用部	附属機関		30	15	4	26.7%	0	0	2	30	8	31	川崎市勤労者福祉共済条例第13条、川崎市勤労者福祉共済条例施行規則第17条・18条・19条
16	かわさきマイスター選考委員会	労働雇用部	附属機関		10	8	3	37.5%	0	0	3	30	3	31	川崎市附属機関設置条例
17	川崎市中央卸売市場開設運営協議会	北部市場管理課	附属機関		20	11	2	18.2%	0	0	2	31	3	31	卸売市場法、川崎市中央卸売市場業務条例
18	川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会	北部市場管理課	附属機関		13	12	1	8.3%	0	0	2	31	3	31	川崎市地方卸売市場業務条例
	経済労働局合計(審議会等数:18)					174	50	28.7%	4	4					

### 環境局

1	川崎市環境局指定管理者選定評価委員会 ☆	庶務課	附属機関		8	5	2	40.0%	0	0	2	29	8	31	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市環境審議会	環境調整課	附属機関		30人以内	29	7	24.1%	6	2	2	30	2	28	川崎市環境基本条例
3	川崎市環境審議会公害対策部会	環境調整課	部会	川崎市環境審議会	なし	10	1	10.0%	2	0	2	30	2	28	川崎市環境基本条例
4	川崎市環境審議会緑と公園部会	環境調整課	部会	川崎市環境審議会	なし	9	3	33.3%	2	1	2	30	2	28	川崎市環境基本条例
5	川崎市環境審議会廃棄物部会	環境調整課	部会	川崎市環境審議会	なし	9	3	33.3%	2	1	2	30	2	28	川崎市環境基本条例
6	川崎市地球温暖化対策推進計画改定部会	環境調整課	部会	川崎市環境審議会	なし	11	3	27.3%	0	0					川崎市環境基本条例
7	環境パートナーシップかわさき	環境調整課	懇談会等		30人以内	27	10	37.0%	5	1	2	29	12	31	川崎市環境基本条例、「環境パートナーシップかわさき」開催運営等要綱
—	川崎市地球温暖化防止活動推進センター選定委員会	地球環境推進室	附属機関												川崎市附属機関設置条例
—	川崎市再生可能エネルギー等導入推進基金事業有識者会議	地球環境推進室	懇談会等												川崎市再生可能エネルギー等導入推進基金事業有識者会議開催運営等要綱
8	川崎市環境影響評価審議会	環境評価室	附属機関		20人以内	20	3	15.0%	2	1	2	30	11	30	川崎市環境影響評価に関する条例
—	川崎市環境影響評価審議会専門部会	環境評価室	部会	川崎市環境影響評価審議会											川崎市環境影響評価に関する条例施行規則
9	汚染土壌処理施設等専門家会議	水質環境課	懇談会等		なし	4	1	25.0%	0	0	2	30	12	31	川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続き要綱、汚染土壌処理施設等専門家会議開催運営要綱
10	川崎市廃棄物処理施設専門家会議	廃棄物指導課	附属機関		7人以内	6	2	33.3%	0	0	2	30	3	31	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市産業廃棄物処理指導計画有識者会議	廃棄物指導課	懇談会等												川崎市産業廃棄物処理指導計画有識者会議開催運営要綱
	環境局合計(審議会等数:10)					130	35	26.9%	19	6					

### 健康福祉局

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
1	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会☆	企画課	附属機関		8	5	3	60.0%	0	0	2	29	6	25	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会 ☆	企画課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	31	1	31	川崎市附属機関設置条例
3	川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会 ☆	施設課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	29	9	1	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市社会福祉審議会	地域福祉課	附属機関		35	22	5	22.7%	0	0	3	32	3	31	社会福祉法、川崎市社会福祉審議会条例
5	川崎市社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会 ☆	地域福祉課	部会	川崎市社会福祉審議会	8	8	4	50.0%	0	0	3	32	3	31	社会福祉法、川崎市社会福祉審議会条例
6	川崎市社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会	地域福祉課	部会	川崎市社会福祉審議会	6	6	1	16.7%	0	0	3	32	3	31	社会福祉法、川崎市社会福祉審議会条例
7	川崎市社会福祉審議会 老人福祉専門分科会	地域福祉課	部会	川崎市社会福祉審議会	6	6	0	0.0%	0	0	3	32	3	31	社会福祉法、川崎市社会福祉審議会条例
8	川崎市社会福祉審議会 3審査部会	地域福祉課	部会	川崎市社会福祉審議会	18	17	1	5.9%	0	0	3	32	3	31	社会福祉法、川崎市社会福祉審議会条例
9	川崎市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	地域福祉課	部会	川崎市社会福祉審議会	7	7	0	0.0%	0	0	3	32	3	31	社会福祉法、川崎市社会福祉審議会条例
10	川崎市民生委員推薦会	地域福祉課	附属機関		14	14	5	35.7%	0	0	3	31	9	30	民生委員法、民生委員法施行令、川崎市民生委員推薦会規則
11	川崎区民生委員推薦区会	地域福祉課	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	2	28.6%	0	0	3	29	6	30	民生委員法、民生委員法施行令、川崎市民生委員推薦会規則
12	幸区民生委員推薦区会 ☆	地域福祉課	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	3	42.9%	0	0	3	29	6	30	民生委員法、民生委員法施行令、川崎市民生委員推薦会規則
13	中原区民生委員推薦区会 ☆	地域福祉課	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	4	57.1%	0	0	3	29	6	30	民生委員法、民生委員法施行令、川崎市民生委員推薦会規則
14	高津区民生委員推薦区会	地域福祉課	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	1	14.3%	0	0	3	29	6	30	民生委員法、民生委員法施行令、川崎市民生委員推薦会規則
15	宮前区民生委員推薦区会 ☆	地域福祉課	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	3	42.9%	0	0	3	30	6	30	民生委員法、民生委員法施行令、川崎市民生委員推薦会規則
16	多摩区民生委員推薦区会	地域福祉課	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	2	28.6%	0	0	3	29	6	30	民生委員法、民生委員法施行令、川崎市民生委員推薦会規則
17	麻生区民生委員推薦区会 ☆	地域福祉課	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	3	42.9%	0	0	3	30	6	30	民生委員法、民生委員法施行令、川崎市民生委員推薦会規則
18	川崎市国民健康保険運営協議会	保険年金課	附属機関		23	23	6	26.1%	7	3	2	31	5	31	国民健康保険法、国民健康保険法施行令、川崎市国民健康保険条例、川崎市国民健康保険運営協議会規則
19	川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会	生活保護・自立支援室	懇談会等		11	11	3	27.3%	2	0	2	30	7	31	川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会開催運営等要綱
20	川崎市地域包括支援センター運営協議会 ☆	地域包括ケア推進室	附属機関		20人以内	10	5	50.0%	1	1	3	30	6	30	川崎市介護保険条例、川崎市地域包括支援センター運営協議会規則
21	川崎区地域包括支援センター運営協議会 ☆	地域支援担当	附属機関	川崎市地域包括支援センター運営協議会	8	8	4	50.0%	0	0	3	30	6	30	川崎市介護保険条例
22	幸区地域包括支援センター運営協議会	地域支援担当	附属機関	川崎市地域包括支援センター運営協議会	8	8	3	37.5%	0	0	3	30	6	30	川崎市介護保険条例
23	中原区地域包括支援センター運営協議会 ☆	地域支援担当	附属機関	川崎市地域包括支援センター運営協議会	8	8	4	50.0%	0	0	3	30	6	30	川崎市介護保険条例
24	高津区地域包括支援センター運営協議会	地域支援担当	附属機関	川崎市地域包括支援センター運営協議会	8	8	2	25.0%	1	0	3	30	6	30	川崎市介護保険条例

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
25	宮前区地域包括支援センター運営協議会 ☆	地域支援担当	附属機関	川崎市地域包括支援センター運営協議会	8	8	4	50.0%	0	0	3	30	6	30	川崎市介護保険条例
26	多摩区地域包括支援センター運営協議会	地域支援担当	附属機関	川崎市地域包括支援センター運営協議会	8	8	2	25.0%	2	1	3	30	6	30	川崎市介護保険条例
27	麻生区地域包括支援センター運営協議会 ☆	地域支援担当	附属機関	川崎市地域包括支援センター運営協議会	8	8	4	50.0%	0	0	3	30	6	30	川崎市介護保険条例
28	障害者相談支援センターの検証に関する懇談会	地域包括ケア推進室	懇談会等		11	11	4	36.4%	0	0		30	3	31	障害者相談支援センターの検証に関する懇談会開催運営等要綱
—	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会高齢者部会(1)	高齢者事業推進課	部会	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会											川崎市附属機関設置条例
29	川崎市福祉有償運送運営協議会	高齢者在宅サービス課	附属機関		15	15	5	33.3%	3	2	2	31	5	31	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会高齢者施設部会(2)	高齢者在宅サービス課	部会	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会											川崎市附属機関設置条例
30	「川崎市いこいの家」及び「川崎市子ども文化センター」における多世代交流等のあり方を検討する懇談会	健康福祉局高齢者在宅サービス課	懇談会等		10	10	2	20.0%	0	0	2	30	8	31	「いこいの家」及び「川崎市子ども文化センター」における多世代交流等のあり方を検討する懇談会運営等要綱
31	川崎市介護認定審査会 ☆	介護保険課	附属機関		259	259	131	50.6%	0	0	2	31	4	1	川崎市介護認定審査会規則
32	川崎市介護保険運営協議会 ☆	介護保険課	附属機関		20	18	8	44.4%	2	1	3	30	6	30	川崎市介護保険条例、川崎市介護保険運営協議会規則
33	川崎市障害者施策審議会 ☆	障害計画課	附属機関		20	19	9	47.4%	0	0	2	30	5	20	障害者基本法、川崎市障害者施策審議会条例
34	障害者差別解消支援地域協議会	障害計画課	部会	川崎市障害者施策審議会	12	11	3	27.3%	0	0	2	30	5	20	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
35	第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版策定委員会	障害計画課	部会	川崎市障害者施策審議会	8	8	1	12.5%	0	0	1年2か月	30	3	31	障害者基本法、川崎市障害者施策審議会条例
36	川崎市障害支援区分認定審査会	障害計画課	附属機関		43	25	9	36.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例
—	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会障害者施設部会	障害計画課 障害福祉課	部会	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会											川崎市附属機関設置条例
37	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会	障害福祉課	附属機関		6	6	1	16.7%	0	0	2	30	10	31	川崎市附属機関設置条例
38	川崎市自殺対策評価員会	精神保健課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	3	30	3	31	川崎市自殺対策の推進に関する条例
—	川崎市精神保健福祉審議会	精神保健課	附属機関												精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、川崎市精神保健福祉審議会条例
39	川崎市身体障害者更生資金貸付審査会 ☆	障害者雇用・就労推進課	附属機関		若干名	5	2	40.0%	0	0	1	29	7	31	川崎市身体障害者更生資金貸付条例
40	川崎市精神医療審査会	精神保健福祉センター	附属機関		10	12	4	33.3%	0	0	2	30	3	31	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条
41	川崎市地域医療審議会	保健医療政策室	附属機関		30人以内	19	2	10.5%	1	1	2	30	3	31	川崎市地域医療審議会条例
42	川崎市地域医療審議会 災害時医療体制検討部会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会	8人以内	7	0	0.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市地域医療審議会条例、川崎市地域医療審議会運営要領
43	川崎市地域医療審議会 救急医療体制検討部会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会	8人以内	8	1	12.5%	1	1	2	30	3	31	川崎市地域医療審議会条例、川崎市地域医療審議会運営要領
44	川崎市地域医療審議会 保健部会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会	8人以内	5	1	20.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市地域医療審議会条例、川崎市地域医療審議会運営要領

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
45	川崎市地域医療審議会 調査部会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会	8人以内	9	2	22.2%	1	1	2	30	3	31	川崎市地域医療審議会条例、川崎市地域医療審議会運営要領
—	川崎市地域医療審議会 周産期医療運営専門部会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会	8人以内										川崎市地域医療審議会条例、川崎市地域医療審議会運営要領
46	川崎市食育推進会議 ☆	健康増進課	附属機関		19	19	11	57.9%	2	2	2	29	6	30	食育基本法、川崎市食育推進会議条例
47	川崎市食育推進会議部会	健康増進課	部会	川崎市食育推進会議	19	15	10	66.7%	2	2	2	29	6	30	川崎市食育推進会議条例
48	川崎市市民健康づくり運動推進懇談会 ☆	健康増進課	懇談会等		20	12	5	41.7%	1	0	2	31	5	31	川崎市市民健康づくり運動推進懇談会開催運営要綱
49	川崎市保健所運営協議会	健康増進課	附属機関		20	20	4	20.0%	0	0	2	30	11	30	地域保健法第11条、川崎市保健所運営協議会条例
50	川崎市成人ぜん息患者医療費助成認定審査会	環境保健課	附属機関		6	6	1	16.7%	0	0	2	30	3	31	川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例
51	川崎市公害健康被害認定審査会	環境保健課	附属機関		15	14	2	14.3%	0	0	2	30	9	30	川崎市公害健康被害認定審査会条例
52	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会	環境保健課	附属機関		6	6	0	0.0%	0	0	2	30	9	30	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会条例
53	川崎市血液対策協議会	医事・薬事課	附属機関		20	13	5	38.5%	0	0	2	31	3	31	川崎市血液対策センター条例、川崎市血液対策センター条例施行規則
54	川崎地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	11	2	18.2%	0	0	2	31	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
55	幸地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	12	4	33.3%	0	0	2	31	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
56	中原地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	12	2	16.7%	0	0	2	31	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
57	高津地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	12	2	16.7%	0	0	2	31	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
58	宮前地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	11	3	27.3%	0	0	2	31	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
59	多摩地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	12	4	33.3%	0	0	2	31	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
60	麻生地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	11	2	18.2%	0	0	2	31	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
61	川崎市医療安全相談センター運営協議会	医事・薬事課	附属機関		9	9	6	66.7%	0	0	2	29	7	31	川崎市附属機関設置条例
62	川崎市精度管理専門委員会	医事・薬事課	附属機関		6	5	1	20.0%	0	0	2	31	3	31	川崎市附属機関設置条例
63	川崎市市民葬儀運営協議会	生活衛生課	附属機関		10	9	3	33.3%	0	0	2	30	3	31	川崎市葬祭条例第16条
—	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会 斎苑部会	生活衛生課	部会	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会											川崎市附属機関設置条例
64	川崎市感染症診査協議会	感染症対策課	附属機関		18	16	2	12.5%	0	0	2	31	3	31	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条、川崎市感染症診査協議会条例
65	川崎市感染症対策協議会	感染症対策課	附属機関		26	26	3	11.5%	0	0	2	29	6	30	川崎市附属機関設置条例、川崎市感染症対策協議会運営要綱
66	川崎市感染症発生動向調査委員会	感染症対策課	部会	川崎市感染症対策協議会	7	7	0	0.0%	0	0	2	29	6	30	川崎市附属機関設置条例、川崎市感染症対策協議会運営要綱

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
67	川崎市新型インフルエンザ等対策検討委員会	感染症対策課	部会	川崎市感染症対策協議会	4	4	0	0.0%	0	0	2	29	6	30	川崎市附属機関設置条例、川崎市感染症対策協議会運営要綱
68	川崎市結核対策推進委員会	感染症対策課	部会	川崎市感染症対策協議会	14	14	3	21.4%	0	0	2	29	6	30	川崎市附属機関設置条例、川崎市感染症対策協議会運営要綱
69	川崎市予防接種運営委員会	感染症対策課	附属機関		18	18	2	11.1%	0	0	2	31	5	31	川崎市予防接種運営委員会条例
70	川崎市予防接種運営委員会 事故対策部会	感染症対策課	部会	川崎市予防接種運営委員会	7	7	1	14.3%	0	0	2	31	5	31	川崎市予防接種運営委員会条例
健康福祉局合計(審議会等数:70)						997	342	34.3%	26	15					
<b>こども未来局</b>															
1	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会 ☆	企画課	附属機関		8	5	2	40.0%	0	0	2	29	6	30	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会 こども文化センター・青少年教育施設部会 ☆	企画課	部会	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会	-	3	1	33.3%	0	0	2	29	6	30	川崎市附属機関設置条例
3	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会 保育所部会 ☆	企画課	部会	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会	-	3	2	66.7%	0	0	2	29	6	30	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会 母子生活支援施設部会 ☆	企画課	部会	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会	-	3	1	33.3%	0	0	2	29	6	30	川崎市附属機関設置条例
5	川崎市子ども・子育て会議 ☆	企画課	附属機関		25人以内	23	10	43.5%	4	4	2	31	3	31	川崎市子ども・子育て会議条例
6	川崎市子ども・子育て会議 計画推進部会	企画課	部会	川崎市子ども・子育て会議	-	6	2	33.3%	0	0	2	31	3	31	川崎市子ども・子育て会議条例
7	川崎市子ども・子育て会議 教育・保育推進部会 ☆	企画課	部会	川崎市子ども・子育て会議	-	11	5	45.5%	2	2	2	31	3	31	川崎市子ども・子育て会議条例
8	川崎市子ども・子育て会議 子ども・子育て支援推進部会 ☆	企画課	部会	川崎市子ども・子育て会議	-	9	4	44.4%	2	2	2	31	3	31	川崎市子ども・子育て会議条例
9	川崎市児童福祉審議会	企画課	附属機関		20人以内	20	7	35.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市児童福祉審議会条例
10	川崎市児童福祉審議会第1部会	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	-	6	1	16.7%	0	0	2	30	3	31	川崎市児童福祉審議会条例
11	川崎市児童福祉審議会第2部会	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	-	8	3	37.5%	0	0	2	30	3	31	川崎市児童福祉審議会条例
12	川崎市児童福祉審議会第3部会 ☆	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	-	6	3	50.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市児童福祉審議会条例
13	川崎市児童福祉審議会第4部会	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	-	5	1	20.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市児童福祉審議会条例
14	川崎市保育所入所児童等健康管理委員会	運営管理課	附属機関		6	5	1	20.0%	0	0	2	31	3	31	川崎市附属機関設置条例
15	川崎市保育所等整備事業者選定委員会 ☆	保育所整備課	附属機関		5	5	3	60.0%	0	0	2	31	3	31	川崎市附属機関設置条例
16	川崎市保育所等整備事業者選定委員会 民営化部会 ☆	保育所整備課	部会	川崎市保育所整備事業者選定委員会		14	7	50.0%	0	0	2	29	8	31	川崎市附属機関設置条例
17	川崎市母子保健懇談会	こども保健福祉課	懇談会等		11	11	3	27.3%	0	0	2	31	3	31	川崎市母子保健懇談会開催運営等要綱
18	川崎市小児慢性特定疾病審査会	こども保健福祉課	附属機関		7	7	2	28.6%	0	0	2	30	12	31	児童福祉法、川崎市小児慢性特定疾病審査会設置要綱

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
19	川崎市子どもの権利委員会 ☆	青少年支援室	附属機関		10人以内	10	4	40.0%	2	1	3	31	9	30	川崎市子どもの権利に関する条例
—	川崎市子どもの権利委員会 行動計画策定部会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会											川崎市子どもの権利委員会規則
—	川崎市子どもの権利委員会 行動計画評価部会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会											川崎市子どもの権利委員会規則
20	川崎市子どもの権利委員会 実態・意識調査部会 ☆	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会	10人以内	4	2	50.0%	0	0	3	31	9	30	川崎市子どもの権利委員会規則
—	川崎市子どもの権利委員会 対話部会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会											川崎市子どもの権利委員会規則
—	川崎市いじめ総合調査委員会	青少年支援室	附属機関												川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例
21	川崎市青少年問題協議会	青少年支援室	附属機関		35	27	6	22.2%	0	0	2	30	8	31	地方青少年問題協議会法、川崎市青少年問題協議会条例、川崎市青少年問題協議会条例施行規則
22	川崎市放課後子ども総合プラン推進会議	青少年支援室	懇談会等		8	8	3	37.5%	0	0	2	29	7	31	川崎市放課後子ども総合プラン推進会議開催運営等要綱
	こども未来局合計(審議会等数:22)					199	73	36.7%	10	9					
<b>まちづくり局</b>															
1	川崎市建築審査会	まちづくり調整課	附属機関		7	7	2	28.6%	0	0	2	30	3	31	建築基準法、川崎市建築審査会条例
2	川崎市開発審査会 ☆	まちづくり調整課	附属機関		7	7	3	42.9%	0	0	2	30	7	31	都市計画法、川崎市開発審査会条例
3	川崎市建築等紛争調停委員会	まちづくり調整課	附属機関		9	9	3	33.3%	0	0	2	29	12	31	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例
4	川崎市都市計画審議会	都市計画課	附属機関		20人以内	20	1	5.0%	3	1	2	30	4・5	30・31	都市計画法、川崎市都市計画審議会条例
5	都市計画提案制度小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	5	5	1	20.0%	0	0	2	30	4・6	30	川崎市都市計画審議会条例施行規則
6	都市計画マスタープラン小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	14	14	1	7.1%	3	1	2	30	4・5	30・31	川崎市都市計画審議会条例施行規則
7	都市計画道路網のあり方検討小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	6	4	0	0.0%	0	0	2	30	4	30	川崎市都市計画審議会条例施行規則
8	低炭素都市づくり等検討及び評価小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	4	4	1	25.0%	0	0	2	30・31	4	30・20	川崎市都市計画審議会条例施行規則
—	川崎縦貫高速鉄道小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会											川崎市都市計画審議会条例施行規則
—	防災都市計画のあり方検討小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会											川崎市都市計画審議会条例施行規則
9	川崎市都市景観審議会 ☆	景観担当	附属機関		15	15	8	53.3%	3	2	2	29	6	30	川崎市都市景観条例
10	川崎市都市景観審議会専門部会	景観担当	部会	川崎市都市景観審議会	6	6	4	66.7%	0	0	2	29	6	30	川崎市都市景観条例
11	川崎市地区まちづくり審議会 ☆	防災まちづくり推進課	附属機関		7人以内	5	3	60.0%	2	1	2	30	6	30	川崎市地区まちづくり育成条例
12	川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会	登戸区画整理事務所	附属機関		10	9	0	0.0%	0	0	5	30	12	15	土地区画整理法、川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
13	登戸土地区画整理事業評価員	登戸区画整理事務所	専門委員		3	3	0	0.0%	0	0	なし	なし			土地区画整理法、川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例
14	川崎市住宅政策審議会	住宅整備推進課	附属機関		15	15	5	33.3%	3	1	2	31	4	30	川崎市住宅基本条例、川崎市住宅政策審議会規則
15	川崎市住宅政策審議会 専門部会	住宅整備推進課	部会	川崎市住宅政策審議会		5	4	80.0%	0	0	2	31	4	30	川崎市住宅基本条例、川崎市住宅政策審議会規則
16	川崎市空家等対策協議会	住宅整備推進課	附属機関		13	12	3	25.0%	0	0	2	30	5	26	川崎市空家等対策協議会条例
17	川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会	宅地企画指導課	懇談会等		4	4	1	25.0%	0	0	2	30	7	13	川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会開催運営等要綱
	まちづくり局合計(審議会等数:17)					144	40	27.8%	14	6					

### 建設緑政局

1	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会 ☆	庶務課	附属機関		8	6	3	50.0%	0	0	2	29	7	15	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会 緑化センター部会	みどりの企画管理課	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	3	0	0.0%	0	0	2	29	7	15	川崎市附属機関設置条例
3	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会 ゴルフ場部会	みどりの企画管理課	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	3	0	0.0%	0	0	2	29	7	15	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会 富士見公園南側部会	みどりの企画管理課	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	3	0	0.0%	0	0	2	29	7	15	川崎市附属機関設置条例
5	川崎市多摩川プラン推進会議	多摩川施策推進課	附属機関		10	10	2	20.0%	3	2	2	30	3	31	川崎市附属機関設置条例、川崎市多摩川プラン推進会議設置要綱
6	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会 多摩川緑地部会	多摩川施策推進課	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	3	0	0.0%	0	0	2	29	7	15	川崎市附属機関設置条例
7	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会 霊園部会 ☆	霊園事務所	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	3	3	1	33.3%	0	0	2	29	7	15	川崎市附属機関設置条例
8	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会 緑政部会(生田緑地)	生田緑地整備事務所	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	4	4	1	25.0%	0	0	2	29	7	15	川崎市附属機関設置条例
9	川崎市屋外広告物審議会	路政課	附属機関		15	13	5	38.5%	3	0	2	30	3	31	川崎市屋外広告物条例
—	川崎市自転車等駐車対策協議会	自転車対策室	附属機関												自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条、川崎市自転車等駐車対策協議会条例
10	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会 自転車対策部会 ☆	自転車対策室	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	3	3	1	33.3%	0	0	2	29	7	15	川崎市附属機関設置条例
	建設緑政局合計(審議会等数:10)					51	13	25.5%	6	2					

### 港湾局

1	川崎港港湾審議会	庶務課	附属機関		35	26	3	11.5%	0	0	2	31	5	24	川崎港港湾審議会条例
2	川崎市港湾局指定管理者選定評価委員会 ☆	庶務課	附属機関		8	5	2	40.0%	0	0	2	31	5	24	川崎市附属機関設置条例
	港湾局合計(審議会等数:2)					31	5	16.1%	0	0					

### 臨海部国際戦略本部

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
1	臨海部ビジョン有識者懇談会	臨海部事業推進部	懇談会等		4	4	0	0.0%	0	0	2	30	3	31	臨海部ビジョン有識者懇談会設置要綱
	臨海部国際戦略本部合計(審議会等数:1)					4	0	0.0%	0	0					
<b>川崎区役所</b>															
1	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		8	5	2	40.0%	0	0	2	31	5	31	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会 東海道かわさき宿交流館部会 ☆	総務課	部会	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会		3	1	33.3%	0	0	2	31	5	31	川崎市附属機関設置条例
3	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会 大師公園部会 ☆	総務課	部会	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会		3	1	33.3%	0	0	2	31	5	31	川崎市附属機関設置条例
4	川崎区区民会議 ☆	企画課	附属機関		20	20	12	60.0%	5	2	2	30	3	31	川崎市市民会議条例
5	川崎区区民会議 進めよう川崎まちづくり部会 ☆	企画課	部会	川崎区区民会議		10	6	60.0%	3	2	2	30	3	31	川崎市市民会議条例
6	川崎区区民会議 だれもが住みたいまちを作る部会 ☆	企画課	部会	川崎区区民会議		10	6	60.0%	2	0	2	30	3	31	川崎市市民会議条例
7	川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市附属機関設置条例
8	川崎区地域福祉計画推進会議	地域ケア推進担当	懇談会等			18	7	38.9%	2	0	2	30	3	31	川崎区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
	川崎区役所合計(審議会等数:8)					74	36	48.6%	12	4					
<b>幸区役所</b>															
1	川崎市幸区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		8	3	1	33.3%	0	0	2	31	5	31	川崎市附属機関設置条例
2	幸区区民会議 ☆	企画課	附属機関		20	20	8	40.0%	4	2	2	30	6	30	川崎市市民会議条例、幸区区民会議要綱
3	幸区区民会議 企画運営会議 ☆	企画課	部会	幸区区民会議	6	6	3	50.0%	1	1	2	30	6	30	川崎市市民会議条例、幸区区民会議要綱
4	幸区区民会議 人にやさしい交通安全部会 ☆	企画課	部会	幸区区民会議	11	11	5	45.5%	3	2	2	30	6	30	川崎市市民会議条例、幸区区民会議要綱
5	幸区区民会議 魅力発信でつなぐ まちの活性化部会	企画課	部会	幸区区民会議	9	9	3	33.3%	1	0	2	30	6	30	川崎市市民会議条例、幸区区民会議要綱
6	川崎市幸区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	2	31	5	31	川崎市附属機関設置条例、幸区提案型協働推進事業実施要綱
7	幸区地域福祉計画推進会議 ☆	地域ケア推進担当	懇談会等		16	16	9	56.3%	0	0	3	30	3	31	幸区地域福祉計画推進会議運営等要綱
	幸区役所合計(審議会等数:7)					70	30	42.9%	9	5					
<b>中原区役所</b>															
1	川崎市中原区指定管理者選定評価委員会	総務課	附属機関		8	3	0	0.0%	0	0	2	29	7	1	川崎市附属機関設置条例
2	中原区区民会議 ☆	企画課	附属機関		20	20	11	55.0%	2	2	2	30	6	30	川崎市市民会議条例、川崎市市民会議条例施行規則、中原区区民会議要綱

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
3	川崎市中原区市民提案型協働事業審査委員会☆	企画課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	29	12	31	川崎市附属機関設置条例、中原区市民提案型事業実施要綱
4	武蔵小杉駅周辺地域連携推進会議	地域振興課	懇談会等			15	2	13.3%	0	0	1	30	3	31	武蔵小杉駅周辺地域連携推進会議開催運営等要綱
5	中原区地域福祉計画推進検討会議 ☆	地域ケア推進担当	懇談会等			12	7	58.3%	0	0	3	30	3	31	中原区地域福祉計画推進検討会議開催運営等要綱
中原区役所合計(審議会等数:5)						55	22	40.0%	2	2					
<b>高津区役所</b>															
1	川崎市高津区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		8	3	2	66.7%	0	0	2	31	5	31	川崎市附属機関設置条例
2	「エコシティたかつ」推進会議	企画課	懇談会等		20人程度	22	7	31.8%	4	2	2	30	3	31	「エコシティたかつ」推進会議開催運営等要綱
3	高津区区民会議	企画課	附属機関		20	20	4	20.0%	4	1	2	30	6	30	川崎市市民会議条例
4	高津区民会議 生き生きまちづくり部会	企画課	部会	高津区区民会議	なし	13	3	23.1%	1	0	2	30	6	30	川崎市市民会議条例
5	高津区民会議 防災まちづくり部会	企画課	部会	高津区区民会議	なし	11	2	18.2%	3	1	2	30	6	30	川崎市市民会議条例
6	高津区地域課題対応事業外部評価懇談会 ☆	企画課	懇談会等		5人以内	5	3	60.0%	0	0	2	31	3	31	高津区地域課題対応事業外部評価懇談会開催運営等要綱
7	川崎市高津区市民提案型協働事業審査委員会☆	企画課	附属機関		5	5	3	60.0%	0	0	2	29	8	23	川崎市附属機関設置条例
8	高津区地域福祉計画推進会議	地域ケア推進担当	懇談会等		なし	16	5	31.3%	2	1	3	30	3	31	高津区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
高津区役所合計(審議会等数:8)						95	29	30.5%	14	5					
<b>宮前区役所</b>															
1	川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	2	29	6	29	川崎市附属機関設置条例
2	宮前区区民会議 ☆	企画課	附属機関		20	20	8	40.0%	4	1	2	30	3	31	川崎市市民会議条例、川崎市市民会議条例施行規則
3	宮前区区民会議 企画部会	企画課	部会	宮前区区民会議		5	1	20.0%	1	0	2	30	3	31	川崎市市民会議条例、川崎市市民会議条例施行規則
4	宮前区区民会議 地域福祉部会 ☆	企画課	部会	宮前区区民会議		10	6	60.0%	1	0	2	30	3	31	川崎市市民会議条例、川崎市市民会議条例施行規則
5	宮前区区民会議 みやまえ活性部会	企画課	部会	宮前区区民会議		9	1	11.1%	3	0	2	30	3	31	川崎市市民会議条例、川崎市市民会議条例施行規則
6	宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議 ☆	地域ケア推進担当	懇談会等		21	21	10	47.6%	0	0	1	30	3	31	川崎市宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議開催運営等要綱
宮前区役所合計(審議会等数:6)						68	27	39.7%	9	1					
<b>多摩区役所</b>															
1	川崎市多摩区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		8	3	1	33.3%	0	0	2	29	7	13	川崎市附属機関設置条例

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
2	多摩区区民会議	企画課	附属機関		20	20	6	30.0%	4	0	2	30	6	30	川崎市自治基本条例、川崎市市民会議条例ほか
3	多摩区区民会議 企画部会	企画課	部会	多摩区区民会議	7	7	1	14.3%	3	0	2	30	6	30	川崎市自治基本条例、川崎市市民会議条例ほか
4	多摩区区民会議 (仮称)A部会	企画課	部会	多摩区区民会議	10	10	2	20.0%	3	0	2	30	6	30	川崎市自治基本条例、川崎市市民会議条例ほか
5	多摩区区民会議 (仮称)B部会 ☆	企画課	部会	多摩区区民会議	10	10	4	40.0%	1	0	2	30	6	30	川崎市自治基本条例、川崎市市民会議条例ほか
6	川崎市多摩区市民提案型協働事業(磨けば光る多摩事業)審査委員会 ☆	企画課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	31	3	31	川崎市附属機関設置条例
7	多摩区支え合いのまちづくり推進会議	地域ケア推進担当	懇談会等		19	19	6	31.6%	3	2	1.5	30	3	31	多摩区支え合いのまちづくり推進会議運営要綱
多摩区役所合計(審議会等数:7)						74	22	29.7%	14	2					
<b>麻生区役所</b>															
1	川崎市麻生区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		8	3	1	33.3%	0	0	2	31	5	31	川崎市附属機関設置条例
2	麻生区区民会議 ☆	企画課	附属機関		20	19	9	47.4%	3	2	2	30	6	30	川崎市市民会議条例
3	麻生区区民会議 企画部会	企画課	部会	麻生区区民会議	6	6	2	33.3%	1	1	2	30	6	30	川崎市市民会議条例
4	麻生区区民会議 麻生区の魅力発掘・発信検討部会 ☆	企画課	部会	麻生区区民会議	10	10	6	60.0%	1	1	2	30	6	30	川崎市市民会議条例
5	麻生区区民会議 市民活動・絆づくり部会	企画課	部会	麻生区区民会議	9	9	3	33.3%	2	1	2	30	6	30	川崎市市民会議条例
6	川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会☆	企画課	附属機関		5	5	3	60.0%	0	0	2	30	2	23	川崎市附属機関設置条例
7	あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議	地域ケア推進担当	懇談会等		16	16	6	37.5%	3	2	3	30	3	31	あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議開催運営等要綱
麻生区役所合計(審議会等数:7)						68	30	44.1%	10	7					
<b>上下水道局</b>															
1	川崎市上下水道事業経営審議委員会	経営企画課	懇談会等		13	12	4	33.3%	2	2	1	30	9	30	川崎市上下水道事業経営審議委員会要綱
—	川崎市上下水道局指定管理者選定評価委員会	調整担当	懇談会等												上下水道局指定管理者選定評価委員会設置要綱
上下水道局合計(審議会等数:1)						12	4	33.3%	2	2					
<b>交通局</b>															
1	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会 ☆	管理課	懇談会等		8	8	4	50.0%	0	0	1	30	5	31	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会設置要綱
2	川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告物審査委員会	管理課	懇談会等		5	4	1	25.0%	0	0	1	30	3	31	川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告物審査委員会設置要綱
3	川崎市交通局営業所管理委託事業者選定・評価委員会 ☆	管理課、経営企画課	懇談会等		8	7	3	42.9%	0	0	2	31	3	31	川崎市交通局営業所管理委託事業者選定・評価委員会設置要綱

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
—	川崎市バス事業アドバイザー・ボード	経営企画課	懇談会等												川崎市バス事業アドバイザー・ボード設置要綱
	交通局合計(審議会等数:3)					19	8	42.1%	0	0					
<b>病院局</b>															
1	川崎市立病院運営委員会	経営企画室	懇談会等		6人以内	6	1	16.7%	0	0	3	31	3	31	川崎市立病院運営委員会設置要綱
2	川崎市立多摩病院運営協議会	経営企画室	懇談会等		11	11	0	0.0%	3	0	2	30	7	31	川崎市立多摩病院運営協議会開催運営等要綱
	病院局合計(審議会等数:2)					17	1	5.9%	3	0					
<b>消防局</b>															
1	川崎市メディカルコントロール協議会	救急課	附属機関		11	11	0	0.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市メディカルコントロール協議会 作業部会	救急課	部会	川崎市メディカルコントロール協議会	7	7	1	14.3%	0	0	2	30	3	31	川崎市附属機関設置条例
3	川崎市メディカルコントロール協議会 安全管理検討部会	救急課	部会	川崎市メディカルコントロール協議会	4	4	0	0.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市危険物等保安審議会	危険物課	附属機関		20	15	0	0.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市附属機関設置条例
5	川崎市コンビナート安全対策委員会	危険物課	附属機関		4	4	0	0.0%	0	0	2	29	10	19	川崎市附属機関設置条例
	消防局合計(審議会等数:5)					41	1	2.4%	0	0					
<b>市民オンブズマン事務局</b>															
1	川崎市市民オンブズマン	市民オンブズマン事務局	附属機関		2	2	0	0.0%	0	0	3	30・31	12・3	31	川崎市市民オンブズマン条例、川崎市市民オンブズマンの勤務日、勤務時間等に関する要綱
2	川崎市人権オンブズパーソン ☆	市民オンブズマン事務局	附属機関		2	2	1	50.0%	0	0	3	31・32	3	31	川崎市人権オンブズパーソン条例、川崎市人権オンブズパーソンの勤務日等に関する要綱
3	川崎市市民オンブズマン専門調査員	市民オンブズマン事務局	専門委員		4	4	1	25.0%	0	0	1	29・30	9・2・3	30・28・31	川崎市市民オンブズマン条例、川崎市市民オンブズマン条例に基づく専門調査員の職務、勤務日、勤務時間等に関する要綱
4	川崎市人権オンブズパーソン専門調査員	市民オンブズマン事務局	専門委員		4	4	4	100.0%	4	4	1	30	3	31	川崎市人権オンブズパーソン条例、川崎市人権オンブズパーソン条例に基づく専門調査員の職務、勤務日、勤務時間等に関する要綱
	市民オンブズマン事務局合計(審議会等数:4)					12	6	50.0%	4	4					
<b>教育委員会事務局</b>															
—	川崎市教育委員会事務局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
—	川崎市教育改革推進会議	企画課	懇談会等												川崎市教育改革推進会議運営要綱
1	学校運営協議会	教育改革推進担当	附属機関		160	153	57	37.3%	0	0	3	30・31	3	31	地方教育行政の組織及び運営に関する法律、川崎市学校運営協議会規則
2	小杉駅周辺地区新設小学校通学区域等検討会議	教育環境整備推進室	懇談会等		10	9	2	22.2%	0	0		30	3	31	小杉駅周辺地区新設小学校通学区域等検討会議運営等要綱

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
3	川崎市いじめ防止対策連絡協議会	指導課	附属機関		25	13	3	23.1%	0	0	2	31	1	31	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例
4	川崎市いじめ問題専門・調査委員会 ☆	指導課	附属機関		5	3	1	33.3%	0	0	2	31	1	18	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例
5	川崎市教科用図書選定審議会 ☆	指導課	附属機関		20人以内	16	8	50.0%	0	0	1	30	4	30	川崎市附属機関設置条例
6	川崎市社会教育委員会議	生涯学習推進課	附属機関		20	20	6	30.0%	2	1	2	30	4	30	社会教育法、川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
7	教育文化会館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10	8	7	87.5%	1	1	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
8	幸市民館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10	8	2	25.0%	1	0	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
9	中原市民館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10	8	6	75.0%	1	1	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
10	高津市民館専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10	9	4	44.4%	2	1	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
11	宮前市民館専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10	8	4	50.0%	1	1	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
12	多摩市民館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10	8	3	37.5%	1	1	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
13	麻生市民館専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10	8	4	50.0%	1	0	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
14	図書館専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10	10	5	50.0%	2	1	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
15	青少年科学館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10	10	2	20.0%	2	0	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
16	日本民家園専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10	10	3	30.0%	2	1	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
17	有馬・野川生涯学習支援施設専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	8	8	5	62.5%	2	1	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
18	青少年教育施設専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	15	12	1	8.3%	2	0	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
19	川崎市文化財審議会	文化財課	附属機関		10	10	3	30.0%	0	0	2	30	4	30	川崎市文化財保護条例
20	川崎市橘樹官衙遺跡群 調査整備委員会	文化財課	附属機関		10	10	0	0.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市附属機関設置条例
21	川崎市地名資料収集懇談会 ☆	文化財課	懇談会等		4	3	1	33.3%	0	0	なし	未定			川崎市地名資料収集懇談会運営等要項
教育委員会事務局合計(審議会等数:21)						344	127	36.9%	20	9					
<b>選挙管理委員会事務局</b>															
1	川崎市明るい選挙推進協議会	選挙課	懇談会等		16	15	3	20.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市明るい選挙推進協議会規約
選挙管理委員会事務局合計(審議会等数:1)						15	3	20.0%	0	0					
<b>全局本部室区合計(審議会等総数:271)</b>						<b>3192</b>	<b>1017</b>	<b>31.9%</b>	<b>224</b>	<b>101</b>					

## 7 各局本部室区の審議会等における女性委員の参加比率分布

局本部室区名 女性比率	総務企画局	財政局	市民文化局	経済労働局	環境局	健康福祉局	こども未来局	まちづくり局	建設緑政局	港湾局	臨海部国際戦略本部	川崎区役所	幸区役所	中原区役所	高津区役所	宮前区役所	多摩区役所	麻生区役所	上下水道局	交通局	病院局	消防局	市民オンブズマン事務局	教育委員会事務局	選挙管理委員会事務局	合計	構成比(%)
100%	1																						1			2	0.7%
90.0-99.9%																										0	0.0%
80.0-89.9%								1																1		2	0.7%
70.0-79.9%	1																							1		2	0.7%
60.0-69.9%	1		1	2		3	2	2				3			3	1		2						1		21	7.7%
50.0-59.9%	1		1	1		9	3	1	1				2	2						1			1	4		27	10.0%
40.0-49.9%	2	1	3	1	1	9	5	1		1		1	2	1		2	2	1		1				1		35	12.9%
30.0-39.9%	1	3	4	4	4	10	6	2	3			3	2		2	1	3	4	1					7		60	22.1%
20.0-29.9%	6	1	2	5	3	16	5	5	2			1	1		2	1	1			1			1	4	1	58	21.4%
10.0-19.9%	3			3	2	16	1			1				1	1	1	1				1	1				32	11.8%
0.0-9.9%	2	1	1	2		7		5	4		1		1								1	4	1	2		32	11.8%
うち 0.0%	0	1		1		6		3	4		1			1							1	4	1	1		24	8.9%
合計	18	6	12	18	10	70	22	17	10	2	1	8	7	5	8	6	7	7	1	3	2	5	4	21	1	271	100.0%

### 【女性比率40%を満たしていない審議会等の数】

40%未満	11	2	7	14	9	49	10	12	7	1	1	2	2	2	5	2	4	3	1	1	2	5	2	11	1	166	61.3%
-------	----	---	---	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	-----	-------

注) 委員総数が3人の審議会等の場合、男女いずれか1人いる状態で男女ほぼ同数の審議会等とする。

\*各局本部室区ごとの女性委員の参加比率を区分ごとに見ると、30.0%～39.9%の審議会等の数が60(構成比22.1%)と最も多い。

## 8 女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画

局本部室区名			審議会等名	女性委員ゼロとなった理由	女性の参加促進計画		
					平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
1	財政局	契約課	川崎市作業報酬審議会	市内業界、労働者の代表として意見をいただける方、学識経験者には、これらの代表の意見を中立的な立場で取りまとめることができ、かつ専門的な知識を有した委員が必要となることを踏まえ学識者については前学識者委員にふさわしい方を推薦するように依頼し、団体推薦(事業者・労働者)からの推薦については、女性委員推薦の配慮を行った上で各団体宛て依頼したが女性委員の推薦はなかった。		継続して目標値(女性比率40%)に到達した選任を目指す。	
2	経済労働局	農地課	川崎市農業委員会選考委員会	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができることを前提に、学識経験者及び関係団体の役職員から選出する規定となっているため。			農業団体、大学・研究機関等、関係団体へも働きかけ適任の女性委員の選任に努める。
3	健康福祉局	地域福祉課	川崎市社会福祉審議会 老人福祉専門分科会	推薦を依頼する団体(役職者)に女性が少ない現状がある。			役職にこだわらず幅広く推薦者を検討することを依頼する。1人(17%)増やす。
4		地域福祉課	川崎市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	推薦を依頼する団体(役職者)に女性が少ない現状がある。			役職にこだわらず幅広く推薦者を検討することを依頼する。1人(14%)増やす。
5		保健医療政策室	川崎市地域医療審議会 災害時医療体制検討部会	本市の災害医療に関する専門的見識者については、現状、災害拠点病院等において男性がその立場に就いている状況にあり、直ちに女性を推薦することが困難であるため。	各病院等の状況を随時確認し、後任として女性候補の紹介を依頼するなど、女性の比率向上に努める。1人増やす。(14.3%)		各病院等の状況を随時確認し、後任として女性候補の紹介を依頼するなど、女性の比率向上に努める。1人増やす。(14.3%)
6		環境保健課	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会	法の定める関係分野に女性が少ないため。		選任委員に後任として女性の紹介をいただき、1人増やすことを目指す。	
7	まちづくり局	感染症対策課	川崎市新型インフルエンザ等対策検討委員会	委員の定員が少ない上、医療分野に女性管理職が少ない。			現に女性が就いている役職等も含むなど、限定的な職務指定の必要性を検討する。
8		感染症対策課	川崎市感染症発生動向調査委員会	委員の定員が少ない上、部会の母体である感染症対策を専門とする附属機関に女性委員が少ない。		役職にこだわらず幅広く推薦者を検討することを医師会等に依頼することで女性の参画向上を目指す。	
9	まちづくり局	都市計画課	川崎市都市計画審議会 都市計画道路路網のあり方検討小委員会	母体となる都市計画審議会において、都市計画分野等に該当する女性研究者が少なく、女性委員選任が難しい状況があるため。			現職の学識経験者が退任する機会を捉えて、女性の紹介をいただいたり、同分野の女性を探し、女性比率40%をめざす。
10		登戸区画整理事務所	川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会	10名の委員のうち、8名は権利者の中から選挙により選出し、2名の学識経験者は、土地区画整理事業について学識経験を有する者から選任するが、ともに女性の候補者が少ないため、登用が難しい。	任期途中で委員が交代する場合には、女性の参画に向け、候補者に働きかける。	任期途中で委員が交代する場合には、女性の参画に向け、候補者に働きかける。	任期途中で委員が交代する場合には、女性の参画に向け、候補者に働きかける。
11		登戸区画整理事務所	登戸土地区画整理事業評価員	3人のうち2名は充て職であり、1名の学識経験者は専門分野に女性が少なく、任期がなく、本人都合による解雇が多いため、男女比配慮の機会が少ない。	任期途中で学識経験者の評価員が交代する場合には、女性の参画に向け働きかける。行政職員の交代の場合には、役職の要件の緩和について検討する。	任期途中で学識経験者の評価員が交代する場合には、女性の参画に向け働きかける。行政職員の交代の場合には、役職の要件の緩和について検討する。	任期途中で学識経験者の評価員が交代する場合には、女性の参画に向け働きかける。行政職員の交代の場合には、役職の要件の緩和について検討する。

局本部室区名			審議会等名	女性委員ゼロとなった理由	女性の参加促進計画		
					平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
12	建設緑政局	みどりの企画管理課	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会緑化センター部会	学識経験者枠で公園に分野を専攻する女性研究者が少ない現状がある。			現任の団体推薦の委員について、女性の推薦をしてもらえるよう検討する。 1人増やす(33%)
13		みどりの企画管理課	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会ゴルフ場部会	学識経験者枠で公園に分野を専攻する女性研究者が少ない現状がある。	学識経験者枠の委員の辞退に伴い、女性の学識経験者に委員就任の依頼をする。現任の公認会計士を女性へと変更を検討する 2人増やす(66%)		
14		みどりの企画管理課	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会富士見公園南側部会	学識経験者枠で公園に分野を専攻する女性研究者が少ない現状がある。	現任の公認会計士を女性へと変更を検討する 1人増やす(33%)		
15		多摩川施策推進課	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会多摩川緑地部会	法律や財務等専門知識を有し、かつ多摩川に精通している適任の女性委員が見当たらなかったため。		現任の学識経験者など関係者に早期から女性学識者の紹介を働きかけ、女性委員を1人増やすことを目指す(33%)	
16	臨海部国際戦略本部	臨海推進部	臨海部ビジョン有識者懇談会	川崎臨海部に造詣が深く、産業、環境、都市計画など長期ビジョンを検討するための委員という観点から選考した結果、男性4名の委員になった。	懇談会の委員に限らず、臨海部のビジョン策定の過程において企業等に在籍する女性の意見も積極的に聴取していきたい。		
17	中原区役所	総務課	川崎市中原区指定管理者選定評価委員会	選任年度は、とどろきアリーナの第2期指定期間の最終年度であり、総括評価を実施するためには、これまで評価に携わってきた委員で実施する必要があったため。	とどろきアリーナの第4期指定期間の指定管理予定者を選定する委員会の開催に向けて、常任の委員3人のうち1人については女性委員を選任する。		委員会が継続される場合、目標比率に到達するような選任を行う。
18	市民オンブズマン事務局		川崎市市民オンブズマン	適任の候補者に女性がいなかった。		適任者がいれば積極的に検討したい。	
19	病院局	経営企画室	川崎市立多摩病院運営協議会	女性委員が任期終了前に退職し、欠員となったため。	看護に関する教育機関の教授である女性委員の就任を模索する。		
20	消防局	救急課	川崎市メディカルコントロール協議会	委員推薦を行う医師会、救命センター等について女性参画の説明をしましたが、推薦を受けた役職等に女性が不在のため推薦に至りませんでした。		関係機関への委員推薦依頼の際に、推薦書に女性参画の推薦について一文を明記して各機関に周知します。 1名増(10%)	
21		救急課	川崎市メディカルコントロール協議会安全管理検討部会	委員4名中4名が職務指定となっており、その役職は現在全員男性となっています。		関係機関への委員推薦依頼の際に、推薦書に女性参画の推薦について一文を明記して各機関に周知します。	
22		危険物課	川崎市危険物等保安審議会	学識経験者枠で、危険物等取扱事業所の環境安全部門の女性管理職が少ないのが現状です。	平成30年度の委員改選に合わせ、現任の学識経験者などの関係者に早期から女性学識者の紹介を働きかけます。		平成32年度の委員改選に向け、継続して目標比率に到達するよう働きかけを実施します。
23	危険物課	川崎市コンビナート安全対策委員会	学識経験者の枠で、当該委員会に関する分野を専攻する女性研究者がいないのが現状です。	現任の学識経験者からの申し出がない限り再任していただく予定ですが、退任の際には後任として女性の紹介等をお願いします。		現任の学識経験者からの申し出がない限り再任していただく予定ですが、退任の際には後任として女性の紹介等をお願いします。	
24	教育委員会事務局	文化財課	川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会	学識経験者枠で研究者を探したが、候補となる女性研究者が少ない現状である。	現在の学識経験者に後任としての女性学識経験者の紹介をお願いします。	現在の学識経験者に後任としての女性学識経験者の紹介をお願いします。	



## 参 考 资 料



## 川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「男女平等かわさき条例」(平成13年条例第14号)の理念に基づき、政策・方針決定の場における女性の参画を拡大するため、審議会等の委員への女性の参加を積極的に促進することを目的とする。

### (対象)

第2条 この要綱で「審議会等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関
- (2) 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員
- (3) 要綱等に基づき開催される懇談会

### (目標)

第3条 審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、次の各号に掲げる事項を平成30年度までの目標とする。

- (1) 審議会等委員の女性比率が40パーセントとなるよう目指す。
- (2) 女性委員のいない審議会等をなくす。
- (3) 委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等を全体の30パーセントとする。

### (局長等の責務)

第4条 川崎市事務分掌条例(昭和38年川崎市条例第32号)第1条に掲げる局及び本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局の長(以下「局長等」という。)は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項に配慮し、柔軟かつ積極的な取組に努めるものとする。

- (1) 委員を選任する際は、積極的に女性の人材発掘に努めること。
- (2) 専門的な知識や経験を有する者を選任する際には、専門領域や職種等をできるだけ幅広くとらえ、女性の人材を求めること。
- (3) 団体に推薦を依頼する際には、役職者等に限定せず、女性の適任者を推薦するよう協力を求めること。

### (事前協議)

第5条 局長等は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、第3条に掲げる目標を達成するために、委員が確定する前に、この要綱に定める「審議会等の委員選任に係る事前協議書」(別記様式)に基づき、男女共同参画推進員(各所管局庶務担当課長)の合議の上、市民文化局長と事前協議を行うものとする。

2 市民文化局長は、事前協議後速やかに、前項の協議結果を当該局長等に通知するものとする。

3 審議会等の委員の委嘱においては、前項により通知された事前協議書の結果を添付するものとする。

4 市民文化局長は、個人情報保護に十分留意しながら広く女性の人材情報を収集し、局長等の求めに応じ、その提供を行うものとする。

(女性の参加状況調査)

第6条 局長等は、市民文化局長の要請に応じ、毎年度、その所管に属する審議会等の委員への女性の参加状況を調べ、また、その促進計画を作成し、指定する期日までに市民文化局長に提出するものとする。

2 前項により実施された調査結果は、これを公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第3項及び第4項の規定については、審議会等委員の委嘱日が平成20年4月1日以後のものから適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式（第5条関係）

# 審議会等の委員選任に係る事前協議書

平成 年 月 日

市民文化局長 様

局長

所管課名 \_\_\_\_\_ 課

担当者名 \_\_\_\_\_ 内線 \_\_\_\_\_

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱第5条に基づき、審議会等の委員選任に係る事前協議を行います。

審議会等名							新規設置・改選年月日		平成 年 月 日							
根拠法令等							再任の取扱い (○をつける)		あり なし							
	区分	現状値 (※改選時に記入)					選任予定 (※新規・改選時に記入)					検討後の選任予定 (※新規・改選時に記入)				
		定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)
委員 内 訳	学識経験															
	団体推薦															
	市民公募															
	行政職員															
	合計															
※目標値（女性比率 40%）を達成しない理由、選任予定の女性比率 50%未満で現状値より比率が下がる理由																

※協議の経緯・結果  委員構成の改正  人材情報の提供  要綱の改正  その他

※選任における課題等

## 審議会等の委員選任に係る事前協議結果通知書

平成 年 月 日

局長 様

以上のとおり、事前協議が終了しましたので、協議結果について通知いたします。

市民文化局長

# 川崎市審議会等委員の女性の参加状況調査票（様式1）

記入所管課名			部	担当	
			課	内線	

**【記入に関する留意点】**

\* **各課(室)で所管するすべての審議会等(部会を含む)**が記入対象となります。添付の「審議会等一覧表」を参考に記入をお願いします(一覧表に含まれない審議会等があれば記入をお願いします。)

\* **設置根拠規定(関係条例・要綱等)及び委員名簿**をあわせて提出してください。根拠法令等が川崎市附属機関設置条例の場合、提出は不要です。

\* 「審議会名、所管課(室)、根拠法令等、設置の区分、H29.6.1現在の活動状況」は記入必須項目です。「委員内訳」以降は、現在活動中の審議会等のみ御回答をお願いします。

記入必須事項							「H29.6.1現在 活動中」と回答した審議会等のみ回答											
No.	審議会名	所管課(室)	根拠法令等	設置の区分		H29.6.1現在の活動状況	委員内訳				会長(性別)	副会長(性別)	任期(年)	現委員の任期		今後の設置の方向性	新規設置及び改選時における事前協議書の提出	
				部会の母体となる附属機関名	定数(人)		委員総数(人)	委員総数のうち女性委員		委員総数のうち公募委員				年月日から	年月日まで			
								数(人)	割合(%)	数(人)								うち女性数(人)
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		

女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画書（様式2）

記入所管課名	局	部	担当	
		課	内線	

No.	審議会等の名称	所管課名	任期 (年)	現委員の 任期満了 年月日	女性委員ゼロとなった理由	女性の参加促進計画		
						平成29年度	平成30年度	平成31年度
						目標	目標	目標
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

## 「女性委員プラスワン参加促進キャンペーン」実施結果

### 1 キャンペーン内容等

対象：任期満了（平成 29 年 2 月～7 月）に伴い改選を行う審議会等を所管する各局区の担当課（室）

目的及び取組：次期委員候補を検討する段階から女性の参加促進を意識し、以下の取組を実施する

(1) 「女性委員プラスワン参加促進キャンペーンチェックリスト」（P. 39 参照）を参考の上、学識経験者や団体推薦など区分ごとに女性の参加促進に関する課題把握と促進に向けた取組事項を確認

(2) 女性比率 40%未満の審議会等においては、少なくとも 1 人女性委員を増やす（プラスワン）

実施の流れ：キャンペーン通知は全 5 回に分け、該当担当課（室）に別途キャンペーン取組依頼を送付

### 2 キャンペーン実施結果

#### (1) 女性委員増減数別結果

キャンペーン期間中に改選を行った 76 の審議会等のうち、16 の審議会等が 1 人以上の女性委員の増員に取り組み、最終的に 17 人の女性委員の増員につながった。改選前と女性委員の変動はない審議会等が 67.1%、女性委員を減らした審議会等が 11.8%を占める。

	審議会等数	全体に占める割合
プラス 4 人	2	2.6%
プラス 3 人	1	1.3%
プラス 2 人	4	5.3%
プラス 1 人	9	11.8%
0 人	51	67.1%
マイナス 1 人	7	9.2%
マイナス 2 人	2	2.6%
	76	100.0%

#### (2) 各局本部室区別結果

局本部室区名 (審議会等の数)	総務企画局(1)	財政局(5)	市民文化局(3)	経済労働局(8)	健康福祉局(29)	こども未来局(2)	まちづくり局(2)	建設緑政局(7)	港湾局(2)	川崎区役所(3)	幸区役所(2)	中原区役所(1)	高津区役所(2)	多摩区役所(1)	市民オンブズマン事務局(3)	上下水道局(1)	交通局(2)	教育委員会事務局(2)	合計(76)
プラス人数	1	0	0	3	17	0	0	2	1	0	0	1	2	0	0	0	0	1	28
マイナス人数	0	0	0	△1	△7	0	△3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△11

#### (3) 改選前女性比率別結果

改選前の女性比率別に見ると、以下のとおりである。女性比率が 20%未満で、キャンペーン働きかけの重点だった 22 の審議会等については、計 19 人女性委員を増加した。

	目標値未満		目標値達成	合計(76)
	20%未満(22)	20~40%(21)	(33)	
プラス人数	19	4	5	28
マイナス人数	0	△2	△9	△11

# 女性委員プラスワン参加促進キャンペーン チェックリスト

+1

審議会等名:

所管課名:

ステップ1：現状・課題を把握

ステップ2：課題を踏まえ取組を検討

## 学識経験者

- 学識経験者区分の女性委員比率が40%以下。
- 必要とする専門分野・職種で委員候補に挙がる女性が少ない。

## 学識経験者

- 女性候補者の人材発掘  
例①該当分野に詳しい関係者への問い合わせ。  
例②現職の委員に後任となる女性の紹介の働きかけ。  
例③内閣府男女共同参画局「はばたく女性人材バンク」  
神奈川県「女性人材情報等サイト」などの活用。
- 専門分野・職種を広げて女性候補者の母集団を拡大  
例④女性比率の高い他都市の審議会等を参考に、  
専門分野を検討。  
例⑤専門分野・職種を可能な限り関連領域にまで拡大。

## 団体推薦者

- 団体推薦区分の女性委員比率が40%以下。
- 特定の役職等に就く人のみが常に推薦される。
- 条例等で「関係団体の役職員」等規定があり、慣例的に団体の長や特定の役職を指定して推薦を依頼している。
- 推薦を依頼している団体内の女性の割合が低い。

## 団体推薦者

- 団体に女性の推薦を依頼  
例①人権・男女共同参画室庁内ページにある推薦依頼  
文例の活用。
- 女性の参加が促進される柔軟な推薦の働きかけ  
例②構成員の中から役職等に限定せずに推薦  
してもらおう団体に依頼。  
例③やむをえず役職等に就く者に推薦を依頼する際は、  
現に女性が就いている役職等も含め、理事長など  
特定の役職に委員要件を限定しない。
- 推薦依頼団体の検討  
例④女性構成員の多い団体を新たな団体推薦枠として  
追加。

## 公募委員

- 公募委員区分の女性委員比率が40%以下。
- 女性の応募が男性より少ない傾向がある。

## 公募委員

- 募集等への配慮  
例①時間帯や場所など女性が応募しづらい要因の分析。  
例②最終選考で女性と男性それぞれが同じ評価で残っ  
た場合、必要な範囲において、参加が少ない男女  
いずれか一方に対し積極的な機会の提供を検討。

## 行政職員

- 行政職員区分の女性委員比率が40%以下。
- 特定の役職に就く者を充てている。

## 行政職員

- 行政職員枠の女性参加促進に向けた検討  
例①局長級などを指定する必要性・妥当性の検討。

ステップ3  
最終チェック

- 改選前から女性委員数を増やした。(プラスワン)
- 学識経験者、団体推薦、市民公募など各区分に占める男女割合を見ながら委員構成を調整し、最終的に女性委員比率が向上するよう配慮した。
- 男女共同参画推進員合議の上、事前協議書とチェックリストを人権・男女共同参画室に提出した。  
(改選前比率40%未満、または改選後比率40%未満となった場合)

平成 29 (2017) 年度  
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書

平成 29 (2017) 年 11 月発行

所管：川崎市市民文化局人権・男女共同参画室  
男女平等推進担当

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町 11 番地 2

川崎フロンティアビル 9 階

電話：044-200-2300 FAX：044-200-3914

